

第三章 要求話法

----第一節---- 要求話法総論

要求話法とは何ぞや？

接続法の用法の三大範疇の一つである「要求話法」とは、抑々如何なるものであるかを先ず説明致します。1933年に於ける Nationalsozialisten の、いわゆる Machtergreifung (政権把握) 又は Machtübernahme (政権継受) 直前のスローガン (Schlachtruf) に：

Deutschland erwache, Juda verrecke !

というのがありました。『独逸は目覚めよ、猶太人はくたばれ！』です。

此の際の *erwache!* *vrrecke!* は、『命令法』と全然同形であるけれども、それは偶然の一致で、たとえば *verrecken* の代わりに *sterben* を用いるとしたら、*stirb!* ではなく *sterbe!* でなければならないでしょう。即ち、これらの形は接続法の第一式なのです。

もっとも、これらの形を命令法だと早合点するのには、意味形態上の根拠があるので、意味から考えるという、たしかに命令法と云ったようなものに相当する。*Entschuldigen Sie!* とか *Sprechen wir nicht mehr davon!* とか云ったような、即ち *Sie* と *wir* の場合の如きはたとえ形式主義の文法に於いても「命令法」の一貫として教えた方が *zweckmäßig* なほどですから、命令法と第一式接続法の此の種の用法との間には、意味形態上の区別は存しないと云って好い。現に *Esperanto* ではそうなっていて、命令法にも、また私の所謂『要求話法』なるものにも、共に *-u* の語尾を用いています：

mort-i = sterben	
<i>mort-u !</i>	Stirb ! Sterbt !
<i>li mort-u !</i>	Er sterbe !
<i>vi mort-u !</i>	Sterben Sie !
<i>ni mort-u !</i>	Sterben wir ! Lasst uns sterben !
<i>mi mort-u !</i>	Ich will sterben ! Stirb, du !
<i>ili mort-u !</i>	Sie sollen sterben !

人工語の合理化的立場からは、かくの如く、『一意味形態に対しては必ず一文法形態を』という方針が必要になって来たわけです。此の点、エスペラントの創始者は私の所謂『意味形態から出立して文法形態を』という *Methode* を大括みに力強く実行しています。----同時に、上表のドイツ語訳の方を御覧になればわかる通り、習慣と伝統で固まった既成言語というものの如何に厄介千万なことよ！エスペラントなら単に *-u* で片づく意味形態を、或いは「命令法」(*stirb ! Sterbt !*) を用い、或いは接続法 (*Er sterbe !*) を用い、或いは、接続法の形態上の不備を補わんがために「倒置法」(*Sterben Sie ! Sterben wir !*) を用い、或いは *lassen* という助動詞を介して命令法を用い (*Lasst uns sterben !*) 或いは話法助動詞 (*Sie sollen sterben !*) を用い、それら凡てが単に習慣と伝統と、それから----これが困るのですが----文法形態の欠陥から来ている！

こういう風に見て来ると、とにかく『命令・号令・要求・要望・願望』などという方向に属するはっきりとした意味形態の一分野が存在することがわかると同時に、或いは命令法と呼び、或いは接続法と呼ぶところの文法形式は、そうした意味形態を表現する多くの手段中の単なる一手段に過ぎないと云う事も納得されましょう。私は、激しい、号令的、叫び声的な *Marsch ! Halt ! Ruhe !* (静かにしろ) *Hilfe ! Achtung !* (注意!) *Gnade !* (命ばかりは!) *Zurück !* などから、いわゆる命令 (*Sprich weiter ! Gib Acht ! Pass auf ! Schäme dich !*)、要求、督促 (*Zur Sache, meine Herren ! Man brauche, was hier zu*

lesen steht ! Mehr Arbeit ! Asien den Asiaten !)、意志表示 (Er soll sterben ! 生かしては置けぬ !)、願望 (Gott helfe mir, Amen ! Der Kaiser wolle mir gnädig sein ! Er soll leben ! 万歳 !) その他とにかく其の文章を口にする人間(或いは筆者)自身の『要求』を発言基礎とする云い方を全部総括して之れを『要求話法』と呼びたいと思います。文法では Wunschsatz, Befehlsatz などと呼びますが、あらゆる Spielarten(ヴァリエーション)に Bezeichnung としては、私は Fordersatz(要求文)がよろしいと思う。詳しく云うと、号令と命令とは違う、命令と悲鳴とは違う、悲鳴と督促とは違うと云った様に、みんなそれぞれ違うわけですが、それら全部に共通な点は Forderung(要求)という概念だろうと思うのです。----Fordersatz[フォルデルザッツ]と Vordersatz[フォルデルザッツ]とが似ていて困るのが一つの欠点ですが、これは已むを得ない。

『話法』と『法』との区別

本項は総論でもあり、また此処が丁度好い機会でもありますから、一寸原則的な方面の事を繰り返します(File-1 の 67 頁の註参照)。それは、『接続法』とか『命令法』とか『不定法』とか云う『法』という術語と、それから一方『間接話法』『要求話法』など云う『話法』なる術語との間の相違です。法というものに就いては、既に此の接続法の講義の劈頭[へきとう](第一章)に述べましたが、これは動詞の『形式』です。即ち『文法形式』です。或いは、私の用語で云うと『文法形態』です。それに反して『話法』というのは動詞の『意味形態』です。たとえば私は接続法の用法を説明するために三つの話法を立てているが、文法的形式としては別に間接話法とか要求話法とか云ったような語尾や語幹変化があるわけではない。話法というのは文字の上には何の証拠もない。ただそれを認めるだけの脳力を持った者同士の間に於いて認められ、通用し、首肯される(即ち Rickert のいわゆる gelten する)ところの.....一言にして言えばつまり意味形態というもののなのです。極くわかり易い例でいえば、"Ich gehe !"と云って席を立つ、動詞の形は直接法現在の定形で gehe だが、これはまさか Die Sonne scheint などという時の単なる Feststellung(事実を口にすること)ではない。僕はもう帰らなくっちゃならぬという心算だという事は、言者の意識と、聞き手の第六感に徴[ちょう]して明らかです。或いは、その時の事情によって、おれは行こうと欲する、という事かも知れない。要するにそれがどちらの『話法』(Modus, 儀式、Sosein,,,,,)であるにせよ、とにかく何等かの Modus(意味形態)に這入るべきものです。だからこそ、それを表示する手段を『話法の助動詞』どいうのです。----現に此の要求話法にも、たとえば最も重要な要求話法助動詞として sollen というものがあるのはドイツ語のみ見受けられる。----色んな機会に何度も云った事ではありますが、またもう一度繰り返して注意を喚起して置く次第です。

----此の意味形態の幅員を把握するための準備工作----

要求話法を表現する為の諸種の手段

既に、間接話法の際にもこうした意味形態を中心とする概括的展望を行いました、此の要求話法に於いても、その表現のためにほぼどれだけの手段がドイツ語では実際として用いられているかと云う事を、一応見渡して置かなければなりません。接続法の研究そのものとは直接関係のない贅沢な Exkurs ではありますが、こういう方面から観て初めて本当に『用い方』がわかるのですから、しばらく御辛抱をねがいます。

1. 命令法

要求を表現するための最も本格的な手段は、第二人称を相手とする場合には勿論命令法です。但し、御存じの通り、ドイツ語では du と ihr に対してのみしか純命令法はありません。その他 Sie や、昔用いられた Er (其の方、汝)やその女性 Sie や、また Eure Majestät, Exzellenz, Euer Gnaden, Herr Major 等々に対しては特に命令法という形がありませんから、これらは主として、後の項目の 2 に示した「接続法」と 4 に示した「倒置

法」との結合で行きます(要するに三人称扱いとなる) : **Schweigen Sie ! Schweige Er ! Schweige Sie ! Geruhen Euer Majestät mich anzuhören ! Geruhen Ew.[Euwer] Exzellenz hier hereinzutreten ! Gestatten Herr Major, dass ich Ihnen widerspreche !** など。----或いは項の 3 に示し「話法の助動詞」(或いは 4 の「倒置法」を併用し或いは正置法による)を用います : **Ihre Majestät mögen sich gedulden ! Ew. Gnaden wollen hier hereintreten !** など。----**Wollen Ew. Gnaden hier hereintreten !** などになると、これは要求話法としての接続法か、或いは直接法の間形式かが明らかではありません。

例外の話の方が長くなりましたが、要するに命令法はまず第一に挙げる可きもので、例示などするには余りにもわかり切った事柄に属します。

2. 接続法の第一式

これが本稿に於ける元来の Thema です。第二人称(du と ihr)は主として命令法が受け持って呉れますから、此の方は主として第三人称、然も第三人称の単数です。というのは、複数 **sein** 一語を除いて、その他は直接法と同形になって、接続法としての特徴が無くなってしまうという、形態上の致命的欠陥がありますので、後で詳しく述べますが、その用途は非常に制限が多くなります。

三人称以外には、一人称の複数(**Gehen wir fort! Seien wir vorsichtig!**)が主で、一人称の単数は非常に稀(例は後出)です。それから **Sie** の場合其の他は第 1 項で述べた通りで、それらが意味としては二人称でも、形式としては三人称扱いであるのは、接続法が主として三人称のためのものであることを証しています。

3. 話法の助動詞

話法の助動詞中、殊に **sollen** は、要求話法の表現のためにわざわざ出来た助動詞と云って好い位で、英語、和蘭陀語其の他にも各々 **sollen** に相当する助動詞はありますが、いずれも、どちらかという未来の表現、或いはその他のニュアンスを持っていて、ドイツ語の **sollen** ほど明瞭に『要求話法助動詞』の力を持ったものは見あたりません。**sollen** さえあれば、命令法も接続法も不要と云って好い位です。命令法はまあ非常に直接的で、二人称に対するものですから、その直截な力には流石の **sollen** も及び得ないところがありますが、接続法第一式の如きは、此の **sollen** がある以上、本当は不要と云っても好い位なのです。バイブルに「光あれ！」(**Es werde Licht!**)とありますが、これを **Es soll Licht werden!** と云ったところで、そう大した相違はない。「皇帝万歳！」を **Der Kaiser lebe hoch!** というのと、**Der Kaiser soll leben!** というのとちつとも違わない。また「万歳」には其の両方とも用います。こうした掛け声のような力強い句すらそうですから、況んや其の場合に於いてはすべて然りです。前に引用した **Deutschland erwache, Juda verrecke!** にしても然りで、**Deutschland soll erwachen, Juda [soll] verrecken** と云ったって、少し冗長になるだけで、機能はちつとも違わない。現に複数になれば **die Juden sollen verrecken!** と云うより云い方がない。要するに要求話法としての接続法第一式は完全に **sollen** と同機能であることがわかります。

ここで一寸、形式の発達に関する史的立場から、第一章の 12 頁以下に於いて述べて置いた一般法則を想起して頂きたい。即ち、印欧系の言語の発達の跡を辿って見ると、『昔は変化(Flexion)や形式的附加物(Formantia)で表現していた事柄を、追々と独立させて、一つの独立語を以て表現しようとする、即ち一機能に対して一語をあてはめて行こうとする傾向に向かって進んで来ている』という法則です。**Deutschland erwache!** は此の意味に於いて『古代的現象』、**Deutschland soll erwachen!** は『近代的現象』だという事が出来ます。これは欧州諸語の全野に亙る広汎な現象で、言語史の立場からは非常に重要です。----私が意味形態として設けようとしている此の『要求話法』なる機能は、他の如何なる言語に於けるよりも、ドイツ語の **sollen** という(絶対に何語にも翻訳され得ない)話法の助動詞に於いて最も純粹に(只今述べた意味に於ける)独立を実現したと云って好いでしょう。だから **das Sollen** と云ったような哲学概念は他の国語ではドイツ語に於ける如き純粹な名詞化は出来ない。エスペラントの **-u** という語尾が少々[やや]

sollen に近いが、名詞化して la u とか la uo とか云ったとしても、『命令法』という特殊な要求形式の方が利いて、ドイツ語の das Sollen ほど『意志によって要求されている』ことを表現できるかどうかは多少批判の余地があると思います。或いはまあ出来るかも知れぬ。出来るとすればドイツ語に及ぶものは此の点エスペラントだけと云う事になりましょう。しかしまあ色々な差し支えが起こって、ちょっとむずかしいのではないかと思う。なぜむずかしいかと云うと、それは結局エスペラントの -u は要するに単なる語尾なのであって、ドイツ語の sollen のように独立した一語でないと云う所に大部分の原因がある。哲学用語の使命は、主として、一つの現象を劃然と独立せしめ(即ち名詞化して)、意識の一角に聳ゆる厳然たるトーチカとして爾後の思惟の拠点たらしむるに在ります。機動性や流動性も無くてはならないが、あり過ぎると云うと、どうも哲学用語の本来の使命たる「拠点」という本旨に反することになる。もっとも近時の哲学には、思惟の機動性によって思惟の拠点を破壊する事にばかり専念している向きも無いではないが、それらは、例え必要な過程であるにせよ、大きな立場から見て、哲学では決してないと思います。哲学の哲学たる所以は、やはり思惟の拠点を建設する事によって人間の頭の中の資源を開発するに在る。たとえば英国が南支に香港という拠点を設けたならば、丁度あつた変な海岸の一角にあんな港が出来たという其の事実には勿論世界史全般から来る総体的因果関係の必然性があるには相違ないでしょうが、一旦出来てしまうと云うと、それ自身が如何に多少の偶然性を有するものであるにせよ、今度はとにかく「香港」というものが南支全体の意識を根本的に変え、南支全体に一つの方向を与える事になる。哲学用語の人脈に対する関係も正にその通りです。----要するに、機動が単なる機動で在り、流動が単なる流動である限り、それは「常識」の働きなのであって哲学の部類には這入らない。哲学の哲学たる所以は思惟の拠点を建設するにある。然るに「拠点の要求」という事は、意味形態論的見地から解釈すると、之れが即ち抑々人間の言語というものに『名詞』という驚嘆すべき範疇(品詞)を生ぜしめた原因なのであります。sollen は名詞ではないけれども、既に一語として独立した以上は、das Sollen という名刺を造って、これに前述の様な哲学的使命を遂行せしめるという事は極く自然な過程でなければなりません。

sollen の機能に対して注意を喚起するために話が少し長くなりましたが、次に mögen, wollen, müssen, dürfen, können, lassen の要求話法的機能にも注目しなければなりません。mögen は sollen のように強い要求ではないが、寧ろ『要望』を表現する。そして同時に、要望の際は接続法第一式を用いる：Kehre jeder vor seiner Tür = Jeder möge vor seiner Tür kehren 又は Möge jeder vor seiner Tür kehren. ----但し、要望が願望と弱まって来ると、möchte をも用いる：Jeder möchte vor seiner Tür kehren と云うと、要求というよりはむしろ頼んでいるような口吻になる。しかしまあ頼むのも要求の一種です。----mögen の直接法を用いるというとは、これは要求話法の一つの変態 (Abart) たる『挑みの認容』になる。Er mag tun, was er will (Er tue, was er will と同じ)、つまり、何でもしたい事をしろ、何でもしたいことをするが好い、という意味になり、遂には『たとえ何をしよう』という従属文的な応用にまでもなつて来ます。「挑み」も亦一つの要求話法です----次に wollen も、接続法第一式の形で、要望乃至願望、希求、依頼、嘆願の意に用います。『どうぞお這入り下さい』に Ew. Exzellenz wollen hier hereintreten ! と云ったり、Gott wolle mir gnädig sein ! などと云ったりするのがこれです。殊に書簡用句として、従属文内に於いて叮嚀に懇願要請の意を表現するには、wollen か mögen が一番認められている。たとえば『同封の表を御覧下さればわかります通り.....』を Wie aus dem beiliegenden Verzeichnis erhellt, das Sie freundlichst besichtigen wollen などと wollen を用いる。副文章内に於いて要求を表現するのですから、助動詞より手が無いわけで、その助動詞には wollen が最も認められているというわけです。

müssen は申すまでもない。dürfen は禁止の意で否定的に用います。können は俗語、通俗語、主として伯林地方で müssen の代わりに用います。「こら、帽子を脱がなか！」(Mensch, du kannst dir den Hut abnehmen !) ということ云う。お行儀の好いドイツ語では勿論そんな事は云いません。lassen は、Lasst uns gehen ! (Gehen wir ! と同じ) という用方をします。

sollen, mögen その他の用法は、どうせ要求話法の各論へ行ってから度々問題になる事

柄ですから、ここでは単に展望だけにとどめて置きます。

4. 定形倒置の語順

接続法の第一式を用いて要求話法を表現する際の一つの重要な補助手段は、文頭の定形倒置です。

正置：Jeder *kehre* vor seiner Tür !

倒置：Kehre jeder vor seiner Tür !

真の三人称単数の場合には両方とも用います。区別は、その命令的色彩の強弱にあります。正置だと単に要求の意しか表わせませんが、倒置になると「命令的」、乃至「間投的」な力が生じて来る。だから *Gehen Sie fort ! Lieben wir unsern Nächsten !* などにあっては、単に複数形の形態の欠陥を補うためばかりではなく、命令のような、叫び声のような力を与えんがためにも倒置法を用いるのです。

問題が力の強弱、即ち『間投的か否か』の一点にあるので、どちらがよいかを判断するのはよほど判断を要しますが、とにかく此の定形倒置という事が、要求話法特有の一補助手段であるということを強調しておく必要があります。実例は各論へ行ってから沢山出て来ます。

5. 直接法の正置(又は)倒置文

これは、およそ当たり前な事実ですが、当たり前すぎるから反ってはつきりと手段として指摘して置く必要があるでしょう。或種の断乎たる決意を以て、天降り式に、頭ごなしに(peremptorisch !)、断言的に(kategorisch !)、有無を言わせぬ底に、殆ど既定の事実として要求せんとする時には、たとえば日本語でも『おまえはここにじっとしているんだ！』、『五分間以内に返事をする！』と云ったように、いわゆる **Aussagesatz**(宣言文)を以て命令文に代える。「命令」などという生ぬるい方法は取らない、「宣言」してしまうというわけです。二に二を足せば四だ！というのと同じ確実性を以て『五分間以内に返事をする！』のです。五分を経過して六分になるなどと云う事は、お天道様が西から出るようなもので、そもそもそんな可能性を認めないのです。----たとえば：

- [1] *Andres! Du kommst sogleich herein. Hörst du?* [Otto Ludwig : *Der Erbförster*.]

アンドレス！こちらへ這入るのだ！わかったか？

- [2] *Heut noch schnürst du deinen Ranzen, hörst du? fuhr er ihn an.*
[Otto Ludwig : *Zwischen Himmel und Erde*.]
今日にも早速旅仕度をととのえるのだ、いいか！と彼はがなりつけた。

- [3] *Na, Bengel ! Du bist wohl ganz un' gar nich' gescheit ! Was du für Einfälle hast ! Du bleibst mir hübsch hier !* [Joh. Schlaf : *Meister Oelze*.]

なんだと、此の小僧め！手めえは少しどうかしているな？何て事をぬかしやがる！手めえはおとなしく此处にじっとしていれば好いんだよ。

- [4] *Ich muss jetzt Verbindung nach rechts aufnehmen. Wolf kommt mit ! Hartenstein, übernimmst während der Zeit den Zug.* [Renn : *Krieg*.]

本官は只今より右翼部隊と連絡を取りに行く。ヴォルフは本官と一緒に来い。ハルテンシュタイン、おまえは其の間小隊長代理だ。

- [5] *GESSLER : Ihr schweigt, bis man euch aufruft.* [Schiller : *Wilhelm Tell*.]
ゲスレル：おまえは、こちらから何か云うまでは、黙っておれ。

6. werden を用いて

形式としては前項に述べた宣言文を用いながら、定形に **werden** を用いると、**peremptorisch** な口調がはっきりとして、有無を云わせぬと云う力がなお一層加わります。---或いは、日常の会話では、それとは全くちがった意味で、単に「云々してくれ」、「云々して下さい」と言う時に **Sie werden so freundlich sein** とか、**Sie werden mich entschuldigen** などと、とにかく要求するのに **werden** を用いる習慣があります。以下に両方の例を示します：

- [1] "Deinen Mund *wirst* du halten," knirschte er, "oder ich erwürg' dich."

[Sudermann : *Es war.*]

『つべこべ言うのは止せ』と彼は齒を食いしばって云った。『でないと生かしては置かんぞ』

- [2] Du *wirst* uns Kaffee kochen, süße Käthi. Lutz, Sie können helfen.

[Meier-Förster : *Alt-Heidelberg.*]

おいケーティー、珈琲を入れておくれ。ルッツ、手伝いをしろ。

- [3] Du *wirst* vielleicht die Güte haben, dich etwas präziser zu fassen.

[Schnitzler : *Professor Bernhardi.*]

すまないが、もう少しはっきり言ってくれないか。

- [4] Herr Kollega Löwenstein *wird* vielleicht die Liebenswürdigkeit haben, uns etwas genauer zu informieren. [Schnitzler : *Professor Bernhardi*]

同僚レーヴェンシュタイン氏におねがい致したいが、我々にもう少し詳しい所を教えて頂けないものだろうか。

- [5] Du *wirst* mich entschuldigen, Ormin, Ich muss jetzt leider.....

[Schnitzler : *Stunden des Erkennens.*]

君には済まないがねえ、オルミン、僕は実はもう時間が.....

7. 不定法と不定句

前項と同じような **peremptorisch** な口吻の命令、或いはまた極く事務的な『さあ働いたり働いたり！』(**Arbeiten ! Nur immerzu arbeiten !**)といったような無神経な掛け声的な命令、又は『いっそ寝ることだ！』『さあ寝よう寝よう』と云ったような口調の時には不定法、不定句を用います：

- [1] *Zelte abbauen ! Fertigmachen zum Abmarsch !* [Renn : *Krieg.*]

天幕撤去！出発用意！

- [2] *Züge alarmieren ! Zugführer zu mir !* [Renn : *Krieg.*]

各小隊に警報伝達！ 小隊長集まれ！

- [3] *Nur nicht gleich so rot werden, Kind !* [Hauff : *Der Mann im Monde.*]

直ぐマアそんなに顔を赤くしなくたって好いさ、おまえ。

- [4] *Nur nicht wieder schlafen, Doktor !* [Meier-Förster : *Alt-Heidelberg.*]

先生、すぐまたそう眠り込んじゃあ困りますぜ！

- [5] *Nicht böse werden, Mütterchen ; nicht böse werden !* [Wedekind : *Frühlingserwachen.*]

怒っちゃあいやよお母さん、怒っちゃあいやよ！

8. 過去分詞、過去分詞句

不定法と大体同じもの。督励的、督促的、掛け声的号令的な色彩の際：

- [1] Halt hier die Beiterei, und *abgesehen* ! [Kleist : Prinz von Homburg.]
騎兵隊は此処で停止して下馬！
- [2] "Nur zu ! *nur angefangen* !" riefen einige Damen. [Mörke : Der Schatz.]
『さあさあ！とにかくお早いところを！』と二三の婦人が彌次[やじ]を入れた。
- [3] Besser Fliegen *gefangen*, als müßig *gegangen*. [Sprichwort.]
油売るより蠅を取れ。
- [4] "Geschwind !" sprach sie, "*aufgestanden und dich angezogen* !" [Kleist : Die Verlobung in Santo Domingo.]
『はやく！』と彼女は云った。『起きて着物を着なさい！』
- [5] Ganz *geschwiegen* oder ganz mit der Sprache heraus ! [Lessing : Minna von Barnhelm.]
云わないならいつそ何も云わない、云うならいつそ何もかも云っておしまいなさい！

この werden は、正置法、倒置法の宣言文ばかりではなく、『疑問文の形式』でも用います。たとえば『黙らんか！』(Wirst du *schweigen*?)、『返辞をせんか！』(Wirst du *antworten*?) などという手厳しい命令にはこれを用います。よくある Nun? Wird's bald? (どうだ！何をぐずぐずしているか！) などという催促の成句も、恐らくは、Wird's bald *geschehen*? の略ではないかと思われます。質問の形式といえ、ob.....! を用いて、Ob du *schweigen* willst (又は wirst !) などとも云えます。これはまあ簡単にしておきましょう。

9. dass..... 直接法定形

これも前項の最後の場合と同じような力を持った少し不躰けな命令の形式です。

- [1] Dass du mir still bist, Weib ! [Otto Ludwig : Der Erbförster.]
これ、おまえは黙っていなさい！
- [2] Dass sich niemand da *vergreift* ; die Flinte ist geladen. [ibidem.]
こいつをうっかり間違えて持って行ったりすると大変だぞ、弾が込めてあるんだから。
- [3] Dass du mir nie wieder mit so dummen Fragen *kommst*, mein Kind ! [Sudermann : Es war]
もうそんな馬鹿なことを尋ねてはいけないよ、おまえ。
- [4] Dass niemand zu mir gelassen wird ! [Raimund : Der Alpenkönig und der Menschenfeind.]
誰もわしの部屋へ通してはいけないぞ。
- [5] Dass du dich nicht *rührst*, verstanden? Saubengel, verfluchtiger ! [Uzarski : Möppi.]
動きやがると承知しねえぞ、いいか、此の唐変木の馬鹿野郎め！

10. 方向規定文肢と mit で

これは、多少特殊な筋路のようでも、多少独逸語の文法を御存じの方には相当有名な現象の筈です。

Ins Feuer mit dem Quark !	そんな下らん物は火にくべてしまえ !
Weg mit dem Stolz !	高慢ちきな態度は止せ !
Zu Boden mit dem Götzen !	偶像を僵[たお]せ !
Nieder mit Tschiangkaischek !	打倒蒋介石。
Nieder mit ihm in den Staub !	あの野郎をやっつけろ !
Fort mit diesem Gerümpel !	こんなガラクタは片づけろ !
Ans Licht mit ihren Geheimnissen !	彼女の内緒事をばらしちまえ !
Heraus mit der Sprache !	思い切って喋舌ってしまえ !
Auf die Folter mit ihm !	彼を拷問に掛けろ !
Hinaus mit den Juden !	ユダヤ人を追い出してしまえ !
Jetzt herein mit dir !	さあ、好いから這入って来い
Ins Kloster mit der Dirne !	こんな女は尼寺へでもぶち込んでしまえ !

こうした様式の共通点はかなり顕著ですから、一見しておわかりになりましょう。即ち必ず **Fort !**とか **Herein !**とか **ins Feuer !**とか云ったような「方向」を示す句、または語がなければいけない。その次には、その方向に向かって動かそうとする物体又は人間には **mit** という前置詞を附ける。この二つの条件が必要です。

もつとも、必ずしも **mit** を用いるとは限らない。ごく簡単な **Her!**とか **Fort!**とか、**Herab!**とか、**Herunter**とか **hinaus!**とか、とにかく殆ど一口で云えるような方向規定の次であったならば、単に四格を以て **mit** に代えることもあります：

Fort diese Sachen! Fort !	こんなものは片づけろ ! 片づけろってば !
Her den Wein !	葡萄酒を持って来い !
Die Fackel vor !	松明火を持て !
Heraus das Geld !	其の金を出せ !

これらは勿論 **mit** を使って云っても同じです。どちらかと云うと **mit** の方が普通であると云えましょう。

11. 片言断句一般

こういう風に見て来ると、とにかく何でもよろしい、片言断句を以て命令要求の意を伝えることが出来ます。必ずしも **mit** を要しません。最近、汗だくになって手術をしている医者や四時間ばかりガラス窓越しに観察する機会を持ちましたが、その時の医者の、側にいる看護婦たちに対する「命令」が今なお耳を離れない。「ガーゼ !」という右からヒョイとガーゼを出す。「ゴム !」という左からヒョイとゴム管を出す。「鉗 !」という鉗を出す。おしまいには、ガーゼ、ガーゼが重なって来ると、「はい !」というガーゼを出す、また「はい !」というガーゼを出す。Hai mit der Gaze!かも知れないが、**mit** なんて前置詞はこうなるともう必要ないんですな。患者も患者だが、医者も医者だ。まさかガラス越しにドイツ語の先生が、**mit** や要求話法の研究をしているとは思わないから、人間最後の禅定を究めつつ天衣無縫の要求話法で行っている.....

名詞のみではない。間投詞的なものなら何でも好い、どんな片言、どんな隻句でも構わないわけです。

Ruhe !	静かに !
Vorwärts !	前進 !
Ihm nach !	奴をのがすな !
Nur Mut !	元気を出して !
Nicht weiter !	もうよし !

Gnade !	御免御免 !
Achtung !	注意 !
Hilfe !	助けて ----!
Geld! nur Geld !	金だ金だ !
Kellner, Zahlen !	ボーイさん、勘定だ !
Kein Wort mehr !	もう云うな !
Zurück !	さがれ !
Licht !	火を点けろ !
Entschuldigung !	こいつは失礼 !
Ins Bett !	さあ寝た ! (さあ寝よう !)
Kamera !	カメラ !
Kopf hoch !	しっかりして !

其の他 St!とか Mm! (黙れ) とかいった、元来の間投詞が多数あることは申すまでもありません。

12. 約束話法の前提部を以て願望の意を表現する (或いは dass と接続法第二式)

命令、要望は段々と力強く自然的(*elementar*)なものになって来ましたが、こんどは、方向を一転して、少し遠廻しな、即ち要求というよりはむしろ願望、希求的なものに目を向けますと、まず(いずれ後章に至って詳述する筈の)約束話法という話法の「前提部」(*wenn* を用いるか、或いは定形倒置)が此の種の意味形態に最も相応しいものです。

Oh, hätt' ich ihm geglaubt!	ああ、彼奴の云う事を信じておればよかったのになあ !
Wenn er doch erst da wäre!	ああ、あいつが今いたらなあ !
Wäre es doch schon vorüber!	早く済んでしまえば好いのにな !
Käme es doch zum Krieg!	戦争になると好いんだがなあ !
Wenn man es doch wüsste!	わかれると好いんだがなあ !

後でいずれ約束話法の所で述べる次のような形式もよく用いられます :

Ich ginge gar zu gern.	僕は出来ることなら往きたいな。
Ich würde lieber Soldat.	僕はむしろ兵隊になりたいな。
Er tränke gern etwas.	あいつは何か飲みたがっている。
Sie hätte gern ein Kind.	彼女は子供を欲しがっている。
Wir blieben am liebsten zuhause.	おれ達はまあ留守居をしたい方だ。

接続法第二式を二度用いて(間接話法でも述べましたが、いずれまた約束話法へ行っても述べます) :

Ich wollte, du wärest am Leben.	わしは、おまえが生きていたらと思う。
Ich wünschte, es wäre anders.	わしは斯うでなかったら好いと思う。
Das Beste wäre, sie wäre fort.	彼女は行ってしまった方が好いのだが。
Ich dachte, er stürbe lieber.	あんな奴はいつそ死んだ方が好いのにな。
Es wäre besser, Sie führen mit mir.	私と同乗なすった方がよろしいでしょう。

dass を用いて定形を接続法第二式にする行き方 :

[1] O, *dass* er Moors Namen nicht trüge! *dass* mein Herz so warm für ihn schlüge!
[Schiller : Die Räuber.]

ああ、せめてお兄さまがモール家の名を名乗っておいでにならないのだと
どんなに仕合わせだったろう ! 私の兄を想う心がこんなに熱烈でなかったら !

[2] O *dass* ihr's begreifen *lerntet*! *dass* euch die Schuppen *fielen* vom Auge! [*ibidem.*]
これ位な事がおわかりにならないかなあ！何とかして眼を開けてあげたい
ものだなあ！

[3] Ach, *dass* ich sie je gekannt *habe*! [*Goethe : Werther.*]
ああ、いっそ彼女というものを識らずにいればよかったのに！

[4] SAPPO: Du lügst! ----RHAMNES: O *dass* ich *löge*! diesmal *löge*!
[*Grillparzer : Sappho.*]

SAPPO: 嘘じゃ！----RHAMNES: 嘘ならば仕合わせ、わたくしも実は嘘なら
ましものをと存じます。

[5] *Dass* mich die Nacht *verschläng'* ! mir unbewusst, / Im Mondschein bin ich wieder
umgewandelt! [*Kleist : Der Prinz von Homburg.*]

闇に吞まれて消えも去らまほしき不覚かな、われ今宵また月夜に浮かれて
夢うつつの裡に彷徨いけるよ！

ただし、反語的になる場合は、即ち「要求する事実の反対」を文の内容とする場合は、
要求する事実の反対は直ちに以て目前の嘆かわしき**現実**でありますから、これは直接法
を用います：

Ha! *dass* wir *nicht* unmittelbar mit dem Auge *malen*! Auf dem langen Wege, aus dem Auge
den Arm in den Pinsel, wie viel geht da verloren! [*Lessing : Emilia Galotti.*]

ああ、筆と云わず直ちに眼を以て絵が描けるものだったら！先ず眼に入り、腕を伝わ
って筆に出るまでの長い道中、その間に如何に多くのものが失われてしまうか！

上文の **nicht** を取り去るとしたら、**malen** は **malten** となるでしょう。前掲の五つの実
例も、**nicht** のあるものから **nicht** を去り、ないものは凡て否定に変えるとしたら、定形
は凡て直接法と変わります。

此の項は元来約束話法に関係するもの、また間接話法と約束話法との中間現象として
登録すべきものですが、意味形態の上から一寸此の個所におさめたものであります。

13. 単なる辞令としての約束話法 (現実の要求を非現実的仮定の如く表現する方法)

これは、約束話法の部(第 291 頁)を参照して頂きます。

以上で、要求話法という意味形態を表現するためにドイツ語に具わっている諸種の文
法形態の主要なものの展望は終わりました。これは、接続法の第一式を以て表現する要
求話法を述べる為の準備工作なのです。これだけ見渡して、さて『接続法』は此の形態
中に於いてどんな位置を占めているか、また接続法(主として第一式です、約束話法に
属する第二式の方はむしろ約束話法の部において詳述する予定ですから)を以て表現す
る要求話法は、どんな亜形態(*Spielarten*, *Abarten*)乃至派生形態(*Abgeleitete Gestalten*)を
包含するか、それを研究するのが今後の問題となるわけです。

----第 二 節----

要 求 話 法 各 論

前節に述べた要求の表現というものに、扨て何が故に接続法の形が用いられるようにな
ったかという筋路は極く簡単で、それは先ず『間接話法』的な用法から発して説明す
るのが順序でしょう。

[1.] wünschen, verlangen, fordern, wollen, etc, etc.---- dass.....の定形？

云々せんことを望む、願う、請求する、欲するなど、とにかく何等かの意味に於いて要求を意味する動詞が用いてある時、その目的語となって附属する dass.....の副文章には定形としては、直接法を用いても宜しいが、また接続法の第一式を用いる事が非常に多いという事に御注目下さい。便宜上まず三人称単数で例を示すと：

Er wünscht, dass man kein Wort mehr davon

{	redet. (直接法)
	rede. (接続法)

Ich verlange, dass meinem Wort geglaubt

{	wird. (直接法)
	werde. (接続法)

これは、実を云うと、別に改めて茲で述べる必要のない事で、既に充分述べた間接話法的文局であることは明瞭です。けれども、茲につまり中間現象があるので、間接話法と要求話法とが、接続法という同一形式の範囲内に於いてどう関係しているかという疑問が起こるならば、まず此の場合を考えれば、極く自然にわかるのです。

この dass man kein Wort mehr davon rede なる従属文が、主文章を省略して、独立するというと、まず Dass man kein Wort mehr davon rede! 次には Man rede kein Wort mehr davon! となって、此の辺から愈々「要求話法」という意味形態を設けないと意味の方の問題が解決できなくなる。即ち、独立文章となるや否や、もはや間接話法の非常に特殊な一つの場合、即ち、「.....と要求する」という特殊な形態に這入って来るのです。----此の特殊な場合は、特殊とは云いながら、決して特殊ではなく、用いられる量からいうと、殆ど接続法用法の優に三分の一は占めている。特に「要求話法」という特殊なものを間接話法から独立せしめた所以の一つは茲にあるのです。

要求話法の何のと、特殊なものを設けなくたって、間接話法と云えば全部含まれてしまうじゃないか.....と考える人があるかも知れません。それは理屈から云えば成程そうです。赤だの黄だの青だの緑だのと云わなくたって、単にスペクトルと云えば好いのかも知れません。だいいち青と緑との間に劃然たる境界があるわけでもありませんからね。それは勿論そうです、理屈はなる程それで正しい。一たい色盲と云う者は凡て理屈が正しい。色盲なるが故に正しい。理路を乱す可き何物も見えないからです。----ところが、劃然たる限界のない青と緑も、スペクトルを離れて実際世界に出るといって、両者は全然別物だということになって来る。間接話法と要求話法も同様です。Man rede kein Wort mehr davon が『人はもはや其の事に関しては何も語らざる由なり』という意味に用いてある時と、『その事に関してはもはや一言も語ってはならぬ!』という意味に用いてある時と、此の二つの露骨に違った場合が実際としてごっちゃんに現われてくる以上、『結局両方とも間接話法じゃないか、要求話法だの何だの、そんなものを特に設けて事を煩雑にする必要はちっともないじゃないか!』ではちょっと済まなくなってくる。

以上は三人称単数の場合だけの話です。その他の人称になるといって、大部分の動詞にあつては直接法と接続法との形が区別できない。また既に verlangen, fordern, wünschen 等の動詞を用い、dass を用いた以上はそんな区別が出来なくても一向差し支えない、殊に直接法が使える以上は、なおさらその不便は感じないわけです。

Er wünscht, dass ich kein Wort mehr davon rede.

此の rede が接続法か直接法かという事は、誰にもわかりません。またわからなくても好い様になっているのです。形式の不備から来るこれらの問題に就いては、間接話法のところで述べました。

それから、こうした構文には好んで助動詞(mögen, sollen, müssen)が用いられます。Er

wünscht, dass man kein Wort mehr davon reden *möge* ; er befiehlt, dass man kein Wort mehr davon reden *solle* (od, *soll*)----dass が省かれると殊にその必要が起こって来る :

Er wünscht, man *möge* nichts mehr davon reden. 此の場合には、むしろ絶対に助動詞が必要と云って好い位です。

また、此の *wünschen*, *verlangen*, *fordern*, *wollen* 等の動詞に関して述べた事は、同時にまたこれらの動詞の名詞化、即ち *der Wunsch*, *das Verlangen*, *die Forderung*, *der Wille* 等の *nomen actionis* 「動作名詞」に関しても通用します。というのは、たとえば *der Wunsch*, *man möge nichts mehr davon reden* ; *das Verlangen*, *dass man davon nichts mehr reden möge* 等の場合です。

[2.] 其の他一般に目的として意図し、必要事項として要求し、方針として推挙せんとする事柄を内容とする *dass*.....の文。

前項は、特に *wünschen*, *verlangen*, *fordern*, *wollen* 等の、極くわかり易い動詞を挙げて述べたのですが、実際となると必ずしもそうした動詞ばかりではなく、種々様々な形で、要求話を要求する主文章が現れて来ます。たとえば *Ich bestehe darauf, dass*.....(私は.....云々すべし、と云う主張を固持する)とか、*Es ist nötig, dass*.....(云々することが必要である)などと云えば、其のつぎの副文章は、勿論要求話法としなければならないこととなります。「要求」という意味は非常に広い。欲求し、意図し、企図する所も要求であり、必要とする所も要求であり、訓[おし]え戒める所も要求であり、奨励し、示唆し、懲慝し、煽動し、勧告し、推挙し、嘆願し、希求し、哀訴する所も要求です。

たとえばどんな場合が起こって来るか？それは此の項の終わりに実例を以て示すことにします。ちょっと其の前に、わかり切った事ではあるけれども、解り切っているために却って忘れられる惧[おそ]れのある或種の点に、なおもう一度念を入れて置きます。それは、只今述べている斯うした場合が、勿論『間接話法』との中間現象ではありますがけれども、決して間接話法そのものではないという此の一点です。*dass*.....があれば凡て間接話法だと思つて違ふ。では、此の *Er wünscht, dass*.....等の文が何故要求話法であつて、何故間接話法一般ではないか？そんなに両者がはっきりと区別され得るか？間接話法一般と要求話法との区別の如きは、単に私が立てた系統の都合から来る *willkürlich* 極まる境界であつて、事実としては、何等の区別もないのではないか？と思われる方が無いとも限らない。こうした疑問を抱かれる方々に対しては、私は茲にはっきりと二つの解答を与えて置きたい。その一つは多少抽象的・比喩的ではありますが『青と緑との間にたとえ中間的な色があつても、青と緑とが同一物であるとは絶対に云えない』という此の答えで、他の一つは、これは極く俗耳(と云つては失礼だが)に入り易い非常に具体的根拠のある答えで、『間接話法の特徴は、第一式を用いるのが建前であるが、第一式では直接法と混同する惧れがある時には第二式を用いてもよろしい、或いは実際的には該二者を何等の区別もなく用いる傾向すら見受けられる、という点にあつたのですが、要求話法の特徴は必ず第一式のみを用い、第二式は決して用いないという点にある』と云う答えです。甚だ形式文法的な答えだけでも、意味形態というものに対する感じの鈍い人(即ち理屈だけで物を考える人)には斯ういう風な話の方がよくわかるかも知れない。勿論私の云う間接話法・要求話法の区別はまさかそんな形式的なところから割り出した区別ではなく、深く裏面に横たわる意味形態の区別から出立して *freilegen* した *sinnvoll* な区別のつもりですが、結果を見ると云うと、まるで符節を合わすが如くに形式上の問題までついでに一挙に解決してしまったというわけです。第一式第二式の使い分けが決して全然無秩序なものではなく、意識こそされてはいなかったが、何等かの語感を以て区別されていたものだ云うことが、意味形態の研究に依つて、茲に改めて根拠づけられるという事になって来るのです。

例を以て示せば斯ういう事になります。即ち、便宜上複数三人称の定形を例に取つて、まず間接話法の場合を挙げますと :

Er sagt, sie *kommen* oft zu ihm. (直接法)

Er sagt, sie *kämen* oft zu ihm. (接続第二式)

の如く、接続法たることを表現せんが為には、どうしても **kämen** 即ち第二式を使わなければならないというのが、斯うした場合に於ける「間接話法」の形式です。然るに要求話法は違います：

Er verlangt, dass sie oft zu ihm kommen.

こういう風に必ず接続法の第一式(又は直接法)でなければならない。これを **kämen** とすることはありません。第二式を使う事にはどうしてもドイツ人の語感が逆らいます。

なおもう一つ例をあげると、sein という動詞では、間接話法なら：

Es wird gemeldet, dass er gestorben { ist.
sei.
wäre.

と、直接法も、接続法第一式も、接続法第二式も、三つとも許されます。此の事は既に間接話法の所で詳しく述べました。所が、要求話法となると這般の関係が全然違って来る：

Es wird verlangt, dass er gestorben sei.

これも、要求話法であるから、**wäre** ではいけない。高々 **ist** が許される位なものです。(こんな文章を実際として用いる事があるか？とお思いになるかも知れない。それは大ありです。たとえば小説の筋などを仕組んでいると、途中でそう云う事が起こって来ます。筋が斯う云う風に運んで来て、いよいよ斯う云う羽目になって来た、そうなった時に此の人物がまだ生きていたのでは甚だ面白くない、これはどうしても此の男が死んだという事にする必要がある.....なんてわけで、木に竹を継いだような無理無体の戦死をさせられる主人公がよくあるじゃありませんか。無理無体とばかり限った話ではなく、たとえば改心して善人になった人物が決死隊に加わり、その赫々[かくかく]たる戦果が大本営から発表されると云ったような瞬間には、その本人が生きていたのでは甚だまずい、当然 **Es wird verlangt, dass er gestorben sei** と云う事になります。)

此の場合にも **sei** の代わりに **wäre** を用いるということは語感が之れを許さないでしょう。つまり間接話法ではないからです。

既に形式の上から云っても要求話法と間接話法とは決して同一物ではないということは、たとえ形式論者にとってもこれで充分明瞭になったろうと思います。

では次に、本項の主題たる、目的、必要事項、企図事項、推挙事項等を内容とする要求話法的副文章の例を挙げて見ましょう：

[1] *Es ist nötig, dass nichts gepflückt werde, ehe es reif ist.* [Goethe : *Werther*.]

何事に限らず、熟せざれば摘まず、ということが必要である。

[2] *Dem Staate liegt nur daran, dass der Besitz gewiss und sicher sei ; ob man mit Recht besitze, kann ihn weniger kümmern.* [Goethe : *Dichtung und Wahrheit*.]

国家の関心は所有が確保されるという点にあるので、その所有の当否などは問題にしない。

[3] *Denn die erste Regel aller Schulmeisterei ist, dass man es seine Schüler nicht merken lasse, wenn man selber nichts weiß, und darum ereigneten Fallen lieber etwas Verkehrtes sage, als gar nichts.* [H. Riehl : *Burg Neideck*.]

凡そ教師として人に物を教える際の金科玉条[きんかぎよくじょう]とも称す可き鉄則は、たとえ知らぬ事に出くわしても決して知らぬような顔はしないこと、何も云えないで引退がるよりは、要すれば無茶苦茶でも何でも言えという、此の点だ。

- [4] *Der erste, der großartigste, der entschiedenste Akt des Urteils* nun, welchen der Staatsmann und Feldherr ausübt, ist *der*, dass er den Krieg, welchen er unternimmt, in dieser Beziehung richtig *erkenne*, ihn nicht für etwas *nehme* oder zu etwas machen *wolle*, was er der Natur der Verhältnisse nach nicht sein kann.

[Clausewitz : *Vom Krieg.*]

己が企図する戦争を這般の關係に於いて正確に認識すること、即ち抑々戦争なる者に対する抑々の事實認識が戦争の本質と根本的に相容れない底のものであったり、或いは強いてそうした見解を貫こうとする等の事のない様にする、これ即ち政治家たると同時に將軍たる者の下すべき劈頭第一の一大勇断である。

- [5] Das Haus / Der Lords und der Gemeinen, die Stadt London / Bestehen heftig dringend auf des Urteils / Vollstreckung ; nur die Königin säumt noch / ---*Aus arger List, dass man sie nötige*, / Nicht aus Gefühl der Menschlichkeit und Schonung. [Schiller : *Maria Stuart.*]

上は上院下院、下は倫敦市民に至るまで、一時も早く判決通りの処刑をと矢の如き催促、その中にあって只独り狐疑逡巡を事とするは女王その人、然もそれが情勢に押されてよんどころ無い仕儀に立ち至らんとする老獪なる魂胆、眼に一点の涙あるが故ではござらぬ。

[3.] möge と möchte. ----慫慂[しょうよう]的要求----

要求話法の表現に於いて重要な役割を受け持つ **mögen** なる話法助動詞に就いて此の際正確な知識を得て置く事が必要です。只今はまだ要求話法各論の発端で、間接話法と要求話法との中間のところにいるのですが(即ち *dass.....*等の副文章内に現れるもののみを研究しているのですが)、既に只今問題になっている種類の文章にも、**mögen** を用い得るものが非常に多いからです。

mögen を用いるのは、必ずしも要求話法の全般に亘ってではありません。**mögen** は **sollen** とはちがって、少し弱い要求、即ち、「慫慂」、「要望」、「願望」、「希望」、「所望」、「切望」、「懇望」その他の「~望」です。即ち、「必ず云々せよ」と云ったような命令、指図、指令、要求、指定、でもなければ、況んや瞬時に実行を要求する号令、掛け声、呼び声、悲鳴、などではない。『どうぞ云々するように』、『なる可く云々するように』、『ではどうか,,,,,,なさるように』、等の、『.....ように』です。

- [1] Ich *wünsche* nur, dass der Kriegszahlmeister dem Major etwas Angenehmes *möge* zu sagen haben. [Lessing : *Minna von Barnhelm.*]
- [2] Wir *bitten*, dass Ihr uns Euer Freundschaft und Euer huldvolles Andenken nicht entziehen *möget*. [Hoffmann : *Das Fräulein von Scuderi.*]
- [3] Die Frau hatte sich, ohne ein Wort zu sprechen, auf den leeren Stuhl ihm gegenüber gesetzt und mit einer Geberde *angedeutet*, dass er seinen Platz wieder einnehmen *möge*. [Heyse : *Nino und Naso.*]
- [4] In Anbetracht der vorgerückten Stunde *beantrage* ich, dass unser verehrter Herr Kollege Doktor Wenger seine zweifellos sehr gehaltvolle Dankrede auf die nächste Sitzung verschieben *möge*, damit wir sofort zur Tagesordnung schreiten können. [Schnitzler : *Professor Bernhardi.*]
- [5] Er *wünscht*, dass seine Töchter mir / Gefallen *möge* ; spricht von Aussicht, spricht / Von heitern Fernen. [Lessing : *Nathan der Weise.*]

möge と同じ場合に möchte を用いることも出来ます。möglichste という形は第二式接続法ですが、これは「動詞そのものの第二式」とは違って既成形式で、殆ど mögen とは関係のない一つの独立助動詞として扱うべきもののゆえ、möglichste を用いることがあるからと云って要求話法にも第二式を用いるという一般論は成立しません。

- [1] Der Architekt *erbat sich* nunmehr, *dass* die Frauenzimmer ihm acht Tage Zeit lassen und bis dahin die Kapelle nicht betreten *möchten*.
[Goethe: *Die Wahlverwandtschaften*.]
- [2] Ich *wünsche* nun auch, *dass* er mich kennen, *dass* er persönlich Anteil an mir nehmen *möchte*. [Goethe : *Wilhelm Meisters Lehrjahre*.]

これらは皆 dass.....を用いた文ばかりですが、dass は必ずしも必要とはしません。なんなら Er wünscht, sie möge ihm treu bleiben などでも宜しい。構文の形式は間接話法と同じです。

茲で愈々次の問題が起こります。Er wünscht, sie möge ihm treu bleiben という以上は、"Er wünscht"を省くことも出来ます。即ち Sie bleibe ihm treu !ともいえる。茲で愈々接続法という形式の「要求話法的機能」なるものが一つの独立した現象として発展することになる。これで愈々間接話法と要求話法との限界を劃然と仕切ることになりますが、其の際の主たる眼点は此の従属文の主文章化という現象です。

[4.] 要求文の主文章化----第二章 37 頁[3]項と対照せよ----

Er wünscht 等の主文章を省いて、Sie möge ihm treu bleiben !又は Sie bleibe ihm treu !を、それ自身一つの纏まった独立文として用いるという事は、これは抑々接続法の出立点たる間接話法なるものに当然起こってくる現象でありまして、『間接文の主文章化』（第二章 37 頁[3]項)と同じような関係のものです。

ただ一つ重要なのは---此の点に注意して下さると私の三大別論ははっきりとわかります---主文章化するや否や忽ちにして無形無象の「意味形態」というものが重要な役割を持って来て、しかもそれが私の三大別のどれかにあてはまって来る、という此の一点です。這般の関係を段階的に図示すると次の様な順序になります：

第一段階：三話法とも結局は間接話法である。

Er glaubt, dass sie ihm treu	dient. (直) diene. (I) (diente) (II)	純間接話法
Er verlangt, dass sie ihm treu	dient (直) diene (I)	要求的間接話法
Gesetzt, dass sie ihm treu	dient (直) diene (I) diente (II)	約束の間接話法

第二段階：従属文は少々[やや]独立せんとす。

Er glaubt, sie

[	dient	(直)
	diene	(I)
	diente	(II)

 ihm treu.....純間接話法

Er verlangt, sie diene (I) ihm treu.....要求的間接話法

Gesetzt, sie

[	dient	(直)
	diene	(I)
	diente	(II)

 ihm treu.....約束的間接話法

第三段階：独立せりと雖も猶依然として基礎文を挿入す。

Sie $\left\{ \begin{array}{l} \text{dient (直) mir (又は dir) treu, sagt er sich.....直接引用} \\ \text{dient (直) ihm treu, denkt er.....間接引用} \\ \text{diene (I) ihm treu, glaubt er.....間接話法} \end{array} \right.$

Sie $\left[\begin{array}{l} \text{diene (I) mir (又は dir) treu, sagt er sich} \\ \text{diene (I) ihm treu, verlangt er} \end{array} \right] \dots\dots$ 要求話法

Sie $\left[\begin{array}{l} \text{diente (II) ihm treu (so nehme ich an), wenn} \\ \text{er sie nur belohnte (II) (so nehme ich wieder an)} \end{array} \right] \dots\dots$ 約束話法

第四段階：完全独立！意味に注意！

- $\left[\begin{array}{l} \text{Sie dient (直) ihm treu. [扮役的直接法] 彼女は俺に忠実に仕えている。} \\ \text{(A) Sie } \left[\begin{array}{l} \text{diene (I)} \\ \text{[diente (II)]} \end{array} \right] \text{ ihm treu. [間接話法] 彼女は彼に忠実に仕えている由。} \\ \text{(B) Sie diene (I) ihm treu! [要求話法] 彼女は彼に忠実に仕えよ！} \\ \text{(C) Sie diene (II) ihm treu. [約束話法] 彼女は恐らく忠実に仕えるのだろうか。} \end{array} \right.$

此の、「従属文」の独立文化、主文章化という現象がなかったら、なにもわざわざ意味形態を云々したり、間接だの要求だの約束だのと云う三大別を設ける必要はなかったでしょう。またそんなやかましい事を云ってドイツ語を教える必要は毛頭無いところでしょう。ところが、こいつがあるから、現にドイツ語を読む時に **Sie diene ihm treu** (『彼女は彼に忠なる由』か？それとも『彼女は恐らく彼に忠実に仕えたところであつたろう』か？)等の形にぶつかる学習者に対しては、どうしても根本的に此の三大別、三意味形態を呑み込ませて置かなければ学習者は永久に接続法の用法と云うものがわからず、従ってしょっちゅう曖昧に意味形態を混同し、永久に認識不足の裡に終始する外ありません。私の主張する三意味形態を区別する眼が生じて初めて抑々接続法というものの諸種の複雑な機能が、大掴みに学び得、簡単に教え得る如く系統化される。しかも私は決して **Gordischen Knoten** をエイヤッと一刀両断したり、或いは鮪[まぐろ]を三つに切るように人間の身体をスパッと三つに切って、はい之れが解剖ですと云って血だらけの三部分を示しているわけでもない。抑々人殺しと解剖学者の差は、「細かいところがどう云う風に斬れているか」で分かれる。三つに切った、と云うと吃驚して気絶する人があるかも知れませんが、三つに切ったが、神経一つ断ち切れていないという事は此の接続法の講義の各細部を顕微鏡で検べて下さればわかります。細部に狂いがあつたり、或いは何か飛んでもないものを、たとえば真っ二つに斬れた血だらけの腸の一部でも上っ張りの下に匿していたりした日には大変だが、もしそんな点でもあつたら正面からやつつけて頂くことにします。私の只今の研究過程は殆ど完結していて、そんな事は先ず無い自信を持ってはいますが。

閑話休題、なにしろ此の『独立文化』という現象は、要求話法、約束話法と進むに従って非常に重要な **Moment** をなします。否むしろ両者の本質と最も緊密な関係に立った **Moment** であります。----定義的に云うならば：『間接話法にあつては、間接文主文章化する現象は、まだ相変わらず基礎文が "略されてある" かの如く考えるのが自然であるが、要求話法・約束話法にあつては、むしろ主文章化が其の普通の形であつて、其処ではもはや何等かの基礎文が "略されてある" と考えるのは不自然である』と云う事になります。

例えば **Deutschland habe**[又は **hätte**] **ein Anrecht auf einen größeren Lebensraum** (ドイツはより大なる国土に対する権利を有すと)という独立文化を取って考えるならば、独立文化とは云いながらも、その独立性は非常に希薄であつて、第一誰がそんな事を云うのか、誰がどんな事情の下にそんな事を云つたのか、等という疑問が当然起こってくる。

又、そうした文章を口にし、或いは書く方の側でも、その点が不明瞭になるような書き方、云い方をしてはならない。必ず、それよりも前に、たとえば *Hitler sagte* とか *Goebbels führte aus* とか、何かとにかく基礎文となる可きものを一度挙げるとか、或いはその他それが具体的には誰の考えであるかが一見明らかなる如くして置きます。そうでなくて、何の基礎もない絶対的独立文章としての *Deutschland habe ein Anrecht auf einen größeren Lebensraum* なんてものは、少なくとも「間接話法」として絶対に存在し得ない。何の基礎もない絶対的独立文章として存在し得るのは「要求話法」と「約束話法」だけです。

要求話法の *Deutschland erhebe Anspruch auf einen größeren Raum !* (ドイツはより大なる国土を要求せよ!) が、それ自身絶対的独立文章であって、何等基礎文章が省略されたものでないという事は、たとえば *Komm! Sprich! Tritt leise auf !* 等の命令文がそれ自身一つの独立文であって、これを何等かの省略文と考えるのが不自然であるのと同様に適正なる語感であろうと思います。

約束話法に関しても同じ事が云えます。 *Wenn er noch lebte, dann wäre er hundert Jahre alt* という文は、縦から見ても横から見ても前から見てもうしろから見ても、「省略文」らしき何物をも持っていない。これをしも *Wenn er noch lebte----, so setze ich voraus----, dann wäre er, nehme ich an, hundert Jahre alt* の"省略文"であるなどと主張せんがためには、先ず第一には余程の非常識さが必要であり、その次には又抑々「省略」という術語の意味を何か斯う飛んでもない履き違えをしていることが必要でありましょう。省略というのは前後の関係を考えなくても其れ自身で既に意味が明瞭な既成的完全形式をつかまえて、おまけにその上へ蛇足を付け足そうと思えば付け足すことが出来るという事ではなく、前後の関係から考えて初めてわかるような不完全な形式であるが故に、あなたがち文法学者や学校の先生ではなくとも、人間自然の要求として、其の前後の関係なるものを頭の中で付け足して考えるのが自然である、と云った場合に於いて省略と云うのです。此の意味に於いて、間接文の独立化は十目の視るところ十指の指さすところ明らかに所謂省略文であり、要求話法約束話法は省略文ではない、というのが争う事の出来ない自然な語感ではありますまいか。

是れ、間接話法以外に要求話法、約束話法なる範疇を設けなければならない理由の一つであります。

次に要求話法が間接話法と本質を異にするという事実が形式の上にも現れて来る点をなおもう一つ述べて、それで此の「間接話法と要求話法との間の境界づけ」を打ち切ろうと思います。

[5.] 要求話法にのみ現われる「文頭の定形倒置」という現象。

Er wünscht, sie möge ihm treu bleiben という文から、従属文が独立して *Sie möge ihm treu bleiben !* という独立文的要求話法の文が出来ることを前項に於いて問題にしましたが、次には、此の *Sie möge* が倒置されて *Möge sie* となると云う、要求話法にのみ見受けられる現象に注目しましょう。

正置 *Sie möge ihm treu bleiben !*

倒置 *Möge sie ihm treu bleiben !*

前者の方は、その成立の経路もあるので、そう云ってもまだ多少間接話法の「省略文」らしき何物かを持って居ると解釈されない事ありませんが、後の方の *Möge sie* となると、たとえ私の云う要求話法というものを不必要視せんとする形式論者と雖も、既に形の上からそういう事が言えなくなって来る。 *Sie möge.....*の方は *Ich wünsche* などの基礎文の省略された形であると附会[こじ]つけることが出来るとしても、 *Möge sie.....* となるとどうしても省略云々で片づけるわけに行かない。

間接話法を主文章化したものには斯うした文頭倒置という現象は絶対にあり得ない。要求話法にのみ、(*Wenn-Satz* でもないのに)斯うした文頭倒置の現象がある。此の露骨な事実は何を意味するのでしょうか？

これは矢張り例に三大別による間接話法と要求話法との各々に、絶対に混同を許さない銘々独自の本質がある事を意味するものではありませんまいか。それが期せずして形の上に現れて来るのです。

ではどうして、要求話法的な用法の場合に限って定形を文頭に持って行くという配語法が生じたか？これはやかましく云い出すと少し厄介な議論になりますが、その鍵は既に簡単に与えられている。その鍵というのは即ち、**Sie bleibe ihm treu !**と **Bleibe sie ihm treu** とを比較して見るという、後者は前者に比べて、多少「強い」或いは「直接的」である、或いは、要求というよりはむしろ「命令的」乃至「間投的」と云いたいほどの鋭さを持っている、という此の事実です。命令的と云えば、直ちに「命令法」というものが考えられる。すると果たして命令法の語順によく似ている。「彼女」に向かって二人称的に直接に命ずる時には **Bleibe mir treu !**というでしょう。その **Bleibe mir treu** と **Bleibe sie ihm treu !**とは、結局同じものです。意味形態も全然同じであれば、構文と配語まで全然同じであり、両者とも動詞を強めんとして第一位に持って来るということがわかる。これです。現に **Kommen Sie !**や **Gehen wir !**や **Bleibe Er mir treu !**などは形式文法ですらも **Imperativ** ということに認めてしまっている。**Bleiben Sie** は命令だが **Bleibe sie** は命令でないとは云えない。

要求話法は少なくとも強い場合は全然命令です。多くとも強いものは命令法とちつとも違わない。意味形態が同じだと云うと、文法形態も之れに近づこうとする。命令文では大抵の場合動詞を強調して文頭に持って来る。**Sprich deutlich !**又は **Sprich du deutlich !**と云ったように。(附言：命令法では「決して」主語を入れないなどと思っではいけません)さすれば **Möge sie ihm treu bleiben !**という形を用いるようになるのは、凡そ自然な現象ではないでしょうか？

以上で先ず大体要求話法の表現に用いる接続法文の一般的特徴と云った様な部分は終わりました。また、記述の間接話法という機能と、一面どういう風に関係し、一面又どう云う風に相異しているかと云った様な問題も大体目鼻がつかしました。これからはいよいよ其の個々の形態、並びに其の個々の形態に特有なる諸種の問題の検討です。

[6.] 命令的要求話法 **Gehen Sie ! Gehen wir ! Gehe Er ! Gehe Sie !**

独立文としての元来の要求話法的用法の最もはつきりした場合は、文法で普通命令法として扱っているもの、即ち **Gehen Sie ! Gehen wir !** 等です。これは特に説明するまでもありますまい。

Sie は元来は三人称複数の **sie** ですが、十八世紀には単数の **Er**, **Sie** も二人称の「事務称」として今の **Sie** の如く用いたもの、後に至っては大抵自分より目下の者に対して用いられましたが、此の **Er**, **Sie** に対しても **Gehe Er ! Gehe Sie !**等の形がありました(現在では用いません)。

- [1] *Such Er den redlichen Gewinn ! Sei Er kein schellenlauter Tor !* [*Goethe : Faust.*]

色気もよいが、する事に嘘があつてはならぬ。徒[いたずら]に鈴の音のみ喧[かまびす]しい馬鹿道化はいけな。

- [2] **MARTHE** : Das muss Sie nicht der Mutter sagen ; / **Tät's** wieder gleich zur Beichte tragen ---- **GRETCHEN** : Ach, *Seh Sie* nur ! ach *schau Sie* nur ! [*Goethe : Faust.*]

マルテ：お袋に云っちゃ駄目ですよ、また教会へ持って行って懺悔しなさいから。
----グレートヒェン：まあ、これを御らんない！まあ一寸ごらんないでば！

- [3] Was, Karl? *Spreche Er* sich deutlich aus, mein Sohn. [*Immermann : Münchhausen.*]
何だって？もっとはつきり云ってごらん。

- [4] *Stocke Er* doch nicht so oft. Heraus mit der Sprache ! [*Immermann : Münchhausen.*]
何を吃[ども]ってばかりいやがる。さっさと言え！

- [5] Der Prinz lacht schallend : "Hör' Er, Er weiß seine Worte zu setzen, als hätt' Er's in Versailles gelernt." [Feuchtwanger : Jud Süß]

国主はからからと打ち笑って、『これこれ、そなたはまるでヴェルサイユででも修業してきたように、実に巧い事を云う喃[のう]』

Gehen Sie ! Entschuldigen Sie nur ! 等にあつては必ず定形倒置ですが、Sie の代わりに Er, Majestät, Euer Gnaden, Herr General ! 等の敬称を持って来ても同じです。然し此の方はまあ必ずしも倒置でなくてよろしい場合がありますが、(この場合に関する詳細は、雑誌『独逸文化』昭和 13 年 10 月号、17 頁、『敬称の複数定形、Herr Professor sprachen 等に就いて』という題の特註を参照) :

- [1] Gestatten mir Ew. Durchlaucht, meinen ergebensten Glückwunsch Ew. Durchlaucht zu einem glänzend bestandenen Examen auszusprechen.

[Meier-Förster : Altheidelberg.]

このたび殿下が優秀の成績を以て試験に御及第遊ばされたことに就いて、茲に謹んでお祝いの詞を申し陳べる事をお許し下さいませ。

- [2] Sehen Euer Gnaden nur diese Mörderphysiognomie, er bringt noch das ganze Haus um. [Raimund : Der Alpenkönig und der Menschenfeind.]

まあ此の人殺しのような物騒千万な人相を御覧下さいまし。うっかりすると一家を虐殺もし兼ねまじき面構えではございませんか。

- [3] So nehmen Euer Gnaden nichts für ungut !

[Raimund : Der Diamant des Geisterkönigs.]

失礼の儀は何卒お咎め下さいませぬように。

- [4] Doch verzeihen Ew. Gnaden, dass ich Sie mit diesen Dingen behellige.

[A. Apel und F. Laun : Gespensterbuch.]

どうもつまらない事ばかりお耳に入れまして、甚だ恐縮の至りでございます。

- [5] Gestatten der Herr Oberst, das ich diesen letzten Schritt erst dann tue, wenn das Regiment über mein Recht und Unrecht entschieden hat. [ibid.]

大佐殿、此の最後の一大事は、本官の正不正に関する連隊当局の裁断を見たる曉に於いて実行致す心得でありますから、此の点宜しく御諒承下さい。

こういう風に、敬称 Sie の代わりに何等かの名詞を用いる場合に於いては必ず定形に複数形を用いるかというに、必ずしもそうではなく、前出の Er, Sie(単)と同じ扱いにして単数定形を用いることもあります。

Sorge der Herr Pastor nicht um die liebe Frau und nicht um die Kinder, denkt jetzt an euch selbst. [G. Freytag : Die Geschwister.]

Sie 及び只今述べた Euer Gnaden 等の場合はすべて独立文に限られるのですが、時には副文章内に於いて命令法を用いたい場合が起こって来ます。そういう時には、sein 以外の動詞は直接法と形の上で区別されませんから、そしておまけに定形後置になるために、「文頭の定形倒置」という補助手段が利用できなくなりますから、そういう時のためには wollen を以て本項の意味形態を表現することになっています。これは書簡文体に於いて非常に重要です。たとえば、大抵の場合関係文ですが、.....meinen Glückwunsch, den Sie gefälligst an Herrn 云々 übermitteln wollen,.....などと、命令法を文の途中に挿[はさ]む際には wollen を用います。頼むのでなくて、頭から命ずるのだったら werden です。

書簡文ばかりではない直接相手に話す文ではすべて然りです。

Denn, um nach dieser Abschweifung nach unsern Philologen, die Sie der ewig Abschweifende, mir lächelnd verzeihen wollen ! wieder zu Ihnen zurückzukommen, hochzuverehrender Herr Legationsrat !, man, d. i. die Menge, ja selbst ein größerer geistiger Ausschnitt unseres Volks vermag Sie heutzutage----es muss gesagt werden ! ----nicht mehr in extenso, wie Sie geschrieben haben, zu lesen.

[H. Eulenspiegel : Vorrede zu "Jean Paul."]

というのは余の儀に候らわず、即ち本邦の語学者共に関する只今までの脱線は、永遠の脱線者たる貴下に於いても此の際苦笑を以て、お目こぼしをねがうの外なきも、扱て愈々、我が敬愛する公使館理事殿よ、再び貴下の一身に関して論ずるならば、当今の世、即ち現在の大衆は、否、本邦に於いて衆に抜きんでたる精神的特殊地位に立つインテリすらも、その大部分はもはや----寔[まこと]に失礼なる言い分にては候らえども----貴下の物されたる厖大且つ広汎なる文どもを其の全域に互って読破せんことは、先ず先ず思いも寄らざる所に候。

次に wir の場合に移ります。Gehen wir !とか Gestehen wir uns !とかいう形を「命令」というのは本当はちょっとおかしいのですが(後出、単数一人称の場合も同様)、しかしまあそれは人称の差から来る問題で、なんなら督促、自己督促と云ってもよいでしょう。これは、わかり切っていますから簡単に通過します：

[1] Nicht weiter, Graf ! *Vermengen wir* / Nicht zwei ganz unvereinbare Geschäfte.

[Schiller : Maria Stuart.]

伯爵しばらくお待ちあれ、互いに相容れぬ二つの事柄を同一視致しますまい。

[2] O lieber Herzog ! *Streben wir* nicht allzuhoch / Hinauf, dass wir zu tief nicht fallen mögen.

[Schiller : Wallenstein.]

もうし殿様、目のつけどころを余りに高く致しますまい、あとの祟[たた]りが恐ろしゅうございます故。

この用法は、wollen を用いて、Wollen wir gehen ! Wollen wir sitzen bleiben ! などと云うのも極く普通です。

[1] Hier *wollen wir* uns trennen, sagte das Fräulein. [Heyse : Gute Kameraden.]

[2] Und nun *wollen wir* uns die Hand geben und als gute Freunde voneinandergehen.

[ib.]

また lassen の命令法でも表現します(Lasst uns 又は Lass uns 又は Lassen Sie uns)：

[1] *Lass uns* nicht lang' vergebliche Worte wechseln ! [Goethe : Egmont.]

[2] Ja, *lasst uns* heut' noch guter Dinge sein. / Denn heiße Tage stehen uns bevor.

[Schiller : Wallenstein.]

[3] Setzen Sie sich, Wohlfahrt, *lassen Sie uns* plaudern. [Freytag : Soll und Haben.]

自分以外の相手が一人きりなら Lass uns 又は Lassen Sie uns を用い、二人以上いるときは Lassen Sie uns でもよいが、Lass uns ということの方が多いわけです。たとえ du と呼ぶ(duzen)間柄でなくとも、大勢になると Kinder!(諸君!)と云ったような関係になるから、Lass uns と云っていいのです。況んや「いざ生を楽しまん！」などという際は勿論 Lasst uns des Lebens freuen ! (sich を一つ省いて)です。

以上は初歩文法、乃至中級文法程度のことが多かったようです。では急いで次へ移りましょう(Lasst uns weitergehen ! Wollen wir nun weitergehen ! Jetzt gehen wir weiter !)

以上は、謂わば純命令法、即ち二人称の場合のみでした。次に要求話法の本格的なものに移ります。

[7.] 命令または要望

独立文としての要求話法の最も本格的なものは、既に総論の冒頭に於いて述べた、命令から要望に至るあらゆる段階とニュアンスとを包含する用法です。

既に述べた如く、第一式接続法が形式としてはっきりするのは三人称単数のみですから、従って此の用法は主として三人称単数です。

前項の如く、単に「命令」と定義しないで、「命令または要望」と定義したのも、三人称が主であるという事実から当然生じてくる結論なのです。如何となれば、命令という事は、既に命令という行為の性質上、必ず現在眼の前にいる者に向かって発せられるのが自然で、即ち二人称相手であるべき筈のものです。たとえ眼の前に居なくても、少なくとも頭の中では現在眼の前にいるものとして考えます。それならば、二人称のためには既に「命令法」という文法形式が存在しますから、其の上に更に接続法を用いる必要はない。それを、特に接続法を用いるというのは、「命令」という意味形態とは少し違った所に中心のある機能を発揮させるためであるに相違ありません。たとえば：

- [1] Keiner *sei* gleich dem andern, doch gleich *sei* jeder dem höchsten ! / Wie das zu machen ? Es *sei* jeder vollendet in sich. [Schiller : *Xenien*.]

人各々互いに異なる所なかる可からず、但し至高者には似る所なかるべからず。それ何に依ってか然る事を得べき？個性に徹するの一途ある耳。

- [2] Mündig *sei*, wer spricht vor allen ; wird er's nie, so *sprech'* er nie !
[Platen : *Die verhängnisvolle Gabel*.]

万人を差し措いて開口一番せん程の者は己れ先ず自ら成人の域に達しある事を要す。成人の見込みなきものは永遠に口を緘[かん]せよ。

- [3] Nicht, woher ihr kommt, *mache* euch fürderhin eure Ehre, sondern wohin ihr geht !
[Nietzsche : *Also sprach Zarathustra*.]

今より後爾[なんじ]等をして栄えあらしむる所以のものは、爾等の出で来たりし方に非ずして、むしろ爾等の行き方ならんことを。

- [4] Der Esel *trage* die Säcke, *habe* Stroh zum Lager und *finde* Disteln zur Nahrung.
Will man ihn anders behandeln, so beißt es doch immer beim Alten.

[Goethe : *Reinecke Fuchs*.]

驢馬は宜しく袋を搬び、藁の床に寝ね、薊[アザミ]を啖[くら]う可きなり。たとえ優遇すると雖も旧態猶依然たるものある可ければなり。

- [5] Es *fürchte* die Götter / das Menschengeschlecht. [Goethe : *Iphigenie auf Tauris*.]

地上の子たちはすべからく神々を畏[おそれ]る可し。

即ち、必ずしも眼前に居合わせる者に向かって直接命令するのではなく、極く一般的に、或いは訓[おし]えとして、或いは誨[いま]しめとして、斯くするのが本当である、斯くすべきものである、斯くする事こそ望ましかれ、と云ったような意味(即ち要望)の場合が最も第一式接続法の応用に向いているのです。勿論こうした一般的な教訓を命令法では表現しないと云うのではありません。特に第三人称の主語を必要としない場合にあっては命令法を使用します：Stirb und werde ! [Goethe.] Teile und herrsche ! [divide et impera !]など、有名な金言には多くそうなっています。

では『要望』の場合が凡てであるかというに、そうでもない。直接面前に居る者、或いは直接面前にいるものと考えられた者に向かっても、主語を何等かの三人称形式の語

に選ぶというと、接続法第一式をもちいます。たとえば旧約聖書の最初に神の言葉として出ている

Es **werde** Licht ! 光 あ れ !

の如き、好例です。これは正に本当に「命令」なのであって、命令どころか、むしろ号令(Kommando)と云って好い位です。決して『光あらんことこそ望ましけれ』などと云う生ぬるい『要望』ではない。また一般的訓えでもない。『光よ、生ぜよ！』**Werde, Licht !**と二人称の命令でいうのと全然同じです。----ですから、定義としては単に『要望』だけでは不可なのであって、どうしても『命令』をも加えなければ機能の全貌が反映しないのです。

次に命令法的用例を示します：(いずれも対二人称的なもの)

- [1] *Rette sich, wer sich retten kann !* [*Grabbe : Marius und Sulla.*]
さあ、逃げられる者は逃げた逃げた！
- [2] *Wer dafür ist, hebe die rechte Hand ! Wer dagegen, die linke !* [*Zeitung.*]
異議のない者は右手を上げろ！あるもんは左手を上げろ！
- [3] *Wer sich ohne Sünde fühlt, der hebe den ersten Stein auf !* [*N. T. Matthäi.*]
心に省みて罪なきもの先ず石を手を取るべし。[基督の言]
- [4] *Ein jeder greife zu seinen Waffen.* [*Goethe : Egmont.*]
汝等拳[こぞ]って武器を手を取る可し。
- [5] *Und niemand folge mir ! Ich will allein sein.*
[*Grillparzer : Ein Bruderzwist in Habsburg*]
誰も余に随いて参るな。余は独りでいたいじゃ。

[8.] 願望、祈願、呪詛

はっきりとした境界を劃する事は出来ないが、如上の用法が強烈になって *exklamatorisch* になるといふと、願望、祈願、呪詛の表現になります。(文頭の定形倒置多し) 普通よくいう文句を挙げると：

Der Kaiser <i>lebe</i> hoch !	皇帝万歳！
Gott <i>erhalte</i> den König !	王に神護あれ！
<i>Lohn'</i> es dir Gott !	過分に存ずるぞ！
Das <i>wolle</i> der Himmel nicht !	滅相もない！
<i>Hol'</i> mich der Teufel !	こりゃいかん！
Friede <i>sei</i> mit dir !	汝と共に平和あれ！
<i>Gebe</i> es der Himmel !	然かあらまほし！
Gott <i>behüte</i> !	飛んでもない！
Verflucht <i>seist</i> du !	汝呪われてあれ！
Gott <i>strafe</i> euch !	汝等はけしからん！

世界大戦当時、あてにしていた英国がスッポリと独逸を裏切ったとき、ドイツ人は日常の挨拶に *Gott strafe England !* という句を用いた。今で云えば *Heil Hitler !* です。----また悪魔の事を *Gottseibeius* という、これは *Gott sei bei uns !* (*Gott steh' mir bei !*) です。その他、ドイツ語のみならず。何処の国語も、此の種の要求話法的 *Schlagworte* に充ちています。殆ど例は不要かと思いますが、あたり前のものをどんどん抜かして行っただけでは講義にならないから、欠伸を噛み殺して実例を挙げる事にします。

- [1] *Dein gutes Gestirn behüte dich vor dieser Erfahrung.* [*Lessing : Emilia Galotti.*]
幸いにして其んな眼を見ないですめばそれに越したことはないね。

- [2] Sankt Gallus *behüte* und *schirme* euch, sagte Thieto. [Scheffel : Ekkehard.]
冀[こいねが]わくはおん身たちの上に聖雅留斯上人の冥助あらんことを、と
ティエートーは申しぬ。

- [3] Unser Vater in dem Himmel, dein Name *werde* geheiligt, dein Reich *komme*, dein
Wille *geschehe* auf Erden wie im Himmel. [Matthäi : 6. 9. ff.]

天にいます我らの父よ、願わくは御名の崇められんことを、御国の来たらんこ
とを、御意の天の如く地にも行われんことを。

- [4] Die Erde *tu' sich auf* und *reiß* mich / In ihren Schlund *hinab*, wenn ich das lüge !
[Schiller : Turandot.]
我が言にして偽りあらば、大地忽ち二つに裂けて無間の底に此の身を屠[ほふ]
り去らん事を！

- [5] *Gebe* der Himmel, dass sich nichts dazwischen *stelle* ! [Goethe : Italienische Reise.]

どうかまあ何の邪魔も這入らずに此の分で行って呉ればよいが！

此の項に於いて取り扱った『願望、祈願、呪詛』という意味形態は、いずれ約束話法
の部に移ってから取り扱う『仮定的願望・憧憬』の形態と混同してはなりません。
即ち：

Käme er doch bald ! あいつが早く来ないかなあ！

などと云う、非常に間接的で、命令的な力を欠いた、いわば『唧[かこ]つ、懂れる』
或いは愚痴をこぼす際の願望です。これは必ず第二式を用いますから、意味形態から云
っても文法形態から云っても只今取り扱っている方面とは、はっきり区別される可きで
す。(総論の部で触れておきました)

願望・祈願・呪詛は往々にして所謂 *Stoßgebet* (思わず洩らす短い間投的祈願)、
Schwüre (間投句)となって、殆ど文章としての独立性を失い、単なる間投句、乃至副詞
と云ったようなものにまで形式化します。Gott sei Dank ! と云えば、本当は『神に感謝
あれ！』という文章機構ですが、実際的にはもう単なる『お陰さまで』、『幸いにも』と
いう副詞句にすぎない。『お蔭で職が見つかった』とか『お蔭で食うには困らなくなっ
た』というのを：

So bin ich denn Gott sei Dank im Brote !

という。なんなら Gott sei Dank の前後にコンマを打っても好いが、全然副詞として
考え、発言するから、打たなくても間違いではありません。或いは So bin ich denn ----Gott
sei Dank---- im Brote. です。

こうした間投的挿入句は最も普通な現象で、此の項で扱っている第一式形の主たる応
用範囲も亦此処にあるのです。

- [1] Heute ist der 16. April, Freitag, der siebente Sterbetag ihres, Gott hab ihn selig,
Bruders, des Herrn Oberfinanzrates Johann August Erdmannner.

[R. M. Rilke : Der Sterbetag.]

今日は四月十六日の金曜日だから、今は亡き彼女の兄、一等財務官ヨーハン・
アウグスト・エールトマンネルの七回忌にあたるわけだ。

- [2] Die alte Hexe----Gott *verzeih' mir's*----hätte ich schon lange auf die Straße geworfen,
so sie hingehört. [Hauff : Lichtenstein.]

こんな糞婆は----そう云っちゃ悪いけど----なんとかして追い出しちまうかと思
ったこともあるんだ。また本当は追い出す方が当然なのかも知れない。

- [3] Meine Pate, der Knierutsche Jochem----*er ruhe in Frieden !*----war ein Mann, der alles glaubte, nur nicht das Natürliche. [Peter Rosegger : *Waldheimat.*]

私の名親の、クニールートのヨヘムさんというのは、今はもう故人となってしまったが、人の云う事は何でも真に受ける癖に、尤もな話だけは決して真に受けないという変わり者だった。

- [4] Ich kann's, *zerschlag' mich der Donner*, nicht begreifen. [R. Lenz : *Der Hofmeister.*]

てもさても、これはまたとんと合点の行かぬ事でござるわい。

- [5] Ja, ja : es soll heute viel Wunderliches auf den Kirchhöfen geschehen. Sollen doch alle, die im nächsten Jahre sterben werden, heute ---- *Gott stehe uns bei !*---- um Mitternacht in die Kirche kommen. [Raupach : *Der Müller und sein Kind.*]

ほんとうだよ、今日は墓地でいろんな変な事のある日なんだよ。だって去年死んだ人が今日はみんな----気味の悪い話だが----真夜中になると教会へ集まって来るというのだからね。

殊に、故人の名を話の最中に口にする際には必ず此の種の *Stoßgebet* を挿入します。つまり *mein seliger Vater* 又は *mein Vater selig*, *Mein Vater seliger* (今は亡きわが父) などと云う時は簡単ですが、もう少し叮嚀に云うと、*Mein Vater.....*と云った後につけ加えて：

Gott hab ihn selig !

Seine Seele ruhe in Frieden !

などというのが習慣なのです。

それから、以上の例はすべて挿入された独立文ですが、関係代名詞によって結びつけることも行われます。これはさっき *Sie* 等に対する場合(即ち二人称の *direkte Anrede*)では *wollen* を用いると云ったのと同じ関係ですが、三人称の場合は必ずしも *wollen* を用いなくても、*Flexion*(変化、転尾)によって要求話法の形たる事が明瞭ですから、なんなら助動詞という補助手段は使わなくてもよいわけです。

- [1] Als der Herr Jesus----*dessen Name hochgelobt sei !*----durch die Straßen von Jerusalem sein schweres Kreuz trug nach Golgatha, da ward er matt und müde ob der schweren Last. [Aurbacher : *Ein Volksbüchlein.*]

イエス・キリスト----其の名に栄えあらんことを！----曾て十字架を負いてエルサレムの街を、ゴルゴタへ行き給えるとき、荷の重さに堪え兼ねて疲れ果て給いき。

- [2] "Es verlangt einer allein mit Euch zu reden, Fräulein.....," sagte er, "der Oberst Jenatsch, *den Gott strafe* "----setzte er leiser und mit innerer Empörung hinzu.

[C. F. Meyer : *Jürg Jenatsch.*]

『あなた様に一人きりで御面会致したいと申して参っている者がございますが.....』、と彼は云い、『それは例のイエナーチュと申す罰あたりで.....』と一段声をひそめ、胸にせき上げる憤[いきどお]りを抑えながら付け加えた。

それから、特に多い形式として、*sei, seien* 等と過去分詞との結合があります。一般的にいうならば、これは必ずしも接続法だけの問題ではないので、たとえば『よくいらっしやいました！』というのを *Seid willkommen ! Sei begrüßt ! Seid begrüßt !* 『安心したまえ！』というのを *Sei getröstet ! Seien Sie getröstet !* 『もはや目通しは叶わぬによって、とっとと退[しさ]りおろう！』というのを *Sei verbannt aus Unserem Angesicht !*

Hinweg aus unsern Augen ! といったり、『御厚意忝けなし』とか『過分に存ずるぞ』とか云うのを **Sei bedankt für den Gefallen !** などというのがそれです。これらは文法的には命令法ですが、何か特別な概念を主語に持つて来るといって第一式接続法を用いなければなりません。(故に、命令法 *sei, seid* 等、又は接続法第一式 *sei, seien* 等と過去分詞との結合は、*ich grüße Euch, ich tröste dich, ich verbanne dich, ich bedanke Euch* などという代わりと思ってよろしい。)

- [1] **Doch kennst du Rettung, dankbar sei sie anerkannt.** [*Faust : II.*]

しかし、何か此の場を逃れる道を教えて呉れるならば、私としては有難く承わろう。

- [2] **So drück ich mich in deine Nähe, so. / Trotz sei geboten, wer von hier mich trennt.**
[*Grillparzer : Ein treuer Diener seines Herrn.*]

こうして、凝[じつ]とあなた様のお側に寄り添うておきましょう。私をあなた様のお側から離しに来る者があれば、私は極力抵抗いたします。

- [3] **Octavio, das bring ich dir ! Ersäuft / sei aller Groll in diesem Brudertrunk !**
[*Schiller : Wallenstein.*]

おい、オクターヴィオー！一杯行こうぜ。この兄弟分の盃でもって、今までの事はすっかり水に流そうではないか！

- [4] **Alles dies sei übrigens ohne Hass gesagt ; mein Hass geht nur auf die dem Manne anklebende Schlechtigkeit.** [*V. Scheffel : Ekkehard.*]

斯う申したとて、私は決して恨んで申すのではございませぬ。私は其の人の心の汚れを憎むのであって、人そのものは憎みませぬ。

- [5] **Wie oft verirrstest du, wie oft verirrst du noch, / Und kommst zu einem Ziel mit allem Irren doch. / Nicht sei entschuldigt dein Irregehn, gepriesen / Sei einzig Gottes Macht, die dich zurechtgewiesen.** [*Rückert : Weisheit der Brahmanen.*]

間違った事は、之れまでもいくらしたか知れず、只今でもまだいくらしているか知れぬが、いくら間違ってもどうせ目ざすところへは来てしまう。己が非を弁護するには及ばない、ただ己を正しく導き給える神を讃美すればよいのだ。

例文を見ればわかる通り、こうした用法においては、受動的な過去分詞と *sei*(等)が殆ど形式的に用いられています----(次項に於いて、『決意・承認・意志』の表現としての要求話法を述べますが、只今の形式はその方とも関係があります)

助動詞を以て表現するならば、此の形態は *mögen* の第一式(稀には第二式)又は *sollen* の直接法形であることを知っておく必要があります。たとえば *Er lebe hoch !* を助動詞で云い表すとすれば *Er soll hoch leben !* 又は *Er möge (möchte) hoch leben !* です。他の意味形態と混同して *Er mag hoch leben !* などと云っては飛んだ失礼なことになります(長生きしたけりゃ勝手に長生きしろ！という風に聞こえるからです)又 *Er solle hoch leben !* も誤りです。

どちらかという、『命令』に近いもの、或いは意思を強く表わすものは *sollen* で、此の項で扱っているような『祈願・願望』といった色彩のものは *mögen* (第一式)の方がよろしい。*Er möge* 云々は、ちょうど邦語『何とぞ.....するように』という其の『様に』に相当します。

- [1] **Lang lebe meine Königliche Frau, / Und mögen alle Feinde dieser Insel / Wie diese Stuart enden !**
[*Schiller : Maria Stuart.*]

女王陛下万歳、且つは此の島国に仇なす者は凡て此のスチュアートの如く優れんことを！

- [2] *Mög' Euch das Schlückchen wohl behagen ! [Goethe : Faust I.]*
どうぞ其のお薬がよく廻りまするように！

- [3] *Das Opfer am Altar zuckt und endet, / So mögen deine Feinde enden, Darimba, /
Deine Feinde und die unsern ! [Grillparzer : Das G. Vließ.]*

祭壇の前に斃れた犠牲は最後の一身動きと共に絶命する。ダリンバよ、汝が敵の最期も亦斯くの如くあらんことを！汝並びにわれらが敵の！

- [4] *Möge er mich einschließen in sein Gebet ! [Hoffmann : Das Majorat.]*
どうぞあの方がわたくしの事も一緒に祈り下さいますように！

- [5] *Möge der Feldzug, welcher uns in dem neugeborenen Jahre bevorsteht, ein für unsere
Waffen glorreicher werden ! [B. v. Suttner : Die Waffen nieder !]*

明くる此の年に行われんとする此の度の戦争が何卒我が国の陸軍にとって栄えある戦争となるように！

möge の代わりに möchte を用いることもあります：

*Erhabene Königin, dies ist ein Tag / der Freude ! Möcht' er's allen sein, und möchte /
Kein Leidender auf dieser Insel trauern ! [Schiller : Maria Stuart.]*

女王陛下よ、今日此の日こそは歓喜の日でござりまする。されば此の日をして万人にとって歓びの日たらしめ、凡そ此の島国に於いて悲しめる者の一人も無きようにお取り計らい下さりませ。

[9.] 三人称単数以外の場合に就いて

以上の二項目に於いては、主として三人称単数のみを扱いました。ただ二人称だけは *du seiest, du sprichst* などと、形として、はっきりと直接法と区別される動詞が相当あるために、たとえば *seist du* などの例もあげては置きましたが、それ以外は全部三人称単数でした。

では、三人称単数以外は絶対に用いないかという、そうではありません。既に *sein* にあっては、*seien* などと、複数に於いても直接法と区別されますし、また、たとえ区別されないものにあっても、極く稀には一人称、二人称、及び三人称複数を用いることはあるのです。絶対に用いないものならば、文法をやる時に *ich spreche, du sprichst, er spreche, wir sprechen, ihr sprecht, sie sprechen* と型の如く教えるのが誤りだという事になるでしょうが、矢張り用いることもあるから、形式的には先ずそう教えておいて差し支えないのです。なにしろ、既述の「間接話法」とはちがって、此の要求話法という奴は、第一式のみを使うことになっていて、第二式で穴埋めする事が許されませんから、たとえ直接法と同形になっても已むを得ないのです。たとえば「皇帝万歳」は *Der Kaiser lebe hoch !* ですが、皇帝皇后万歳は、*Der Kaiser und die Kaiserin sollen* (又は *mögen*) *hoch leben !* とでもいうなら格別、*Der Kaiser und die Kaiserin leben hoch !* では、文法的見地からは勿論直接法と区別がつかないと云えるけれども、意味の誤解を惹き起こす惧[おそ]れは絶対にはないから、実際は両方とも用いています。先ず三人称複数の場合を実例で示します：

- [1] *Was du nicht leisten kannst : die Götter hüten, dass ich es von dir fordre !*
[Kleist : *Penthesilea.*]

そなたの手に負えぬ事をばそなたに求めようなどとは金輪際思わない。

- [2] *Stärken ihn alle Heiligen, dass er sein Bestes tut ; der ist allein was vermögend.*
[Goethe : *Egmont.*]

どうぞあの方が盡十方の聖者様たちから御力をお授かりなすって出来るだけの事をお盡し下さいますように！何か出来そうな人と云えばあの方一人なのだから。

- [3] O, *strafen* mich die Götter, lacht' ich jetzt ! [*Grillparzer : Medea.*]
われ今にして笑いなば神罰立ち所にわが身に降らんことを！

- [4] *Gehen* einige und *zünden* Reisholz an, / Dass es loh brennet, wenn die Männer kommen ! [*Schiller : Wilhelm Tell.*]
誰か二三人行って、皆の者が近づいた時に明々と燃えているように、櫓[ほた]を集めて火を点けろ！

- [5] *Gatten*, die sich *vertragen* wollen, / *Lernen's* von uns beiden ! / Wenn sich zweie lieben sollen, / Braucht man sie nur zu scheiden. [*Goethe : Faust I.*]

仲よくしたい夫婦らは、わしら二人の真似をせよ！仲よくさせる奥の手は、生木を一旦裂くことじゃ。

一人称の複数は、*Gehen wir ! Bleiben wir hier !*などで、既に述べましたが、さて一人称の単数に於いてそれに相当するものがあるかというに、強いて用いる必要はありませんが、用いた例はかなりあります(必ず定形倒置)：

- [1] Hier geht's hinein zu meiner Frau Gemächern, / *Betret' ich* denn den unwillkommenen Weg. [*Grillparzer : Die Jüdin von Toledo. IV.*]

ここが女共の部屋に入る入口じゃ。這入りとむないが、已むを得ぬ、思い切って這入ろう！

- [2] *Gesteh ich's* nur ! dass ich hinausspaziere, / Verbietet mir ein kleines Hindernis, / der Drudenfuß auf Eurer Schwelle. [*Goethe : Faust I.*]

已むを得ぬから申しますが、ちょっとした差し障りのために、表に出ることが出来ないのです。というのはお宅の閤にペンタグラムが書いてありますので。

- [3] He, Klesel, höre ! Er gibt nicht Antwort. *Lass' ich* ihn jetzt. [*Grillparzer : Der Bruderzwist in H.*]

こりゃ、クレーゼルは居らぬか？一向に返事が無い。よいわ、放って置こう。

- [4] Mein Sohn, *gesteh' ich's* dir, dass ich vergessen habe / Gar manches nun als Greis, was ich gelernt als Knabe. [*Rückert : Weisheit der Brehmanen.*]

有り体に申すが、わしとても、幼い頃に習った事で、年が寄って、とんと忘れてしもうた事は沢山ある。

- [5] *Werde ich*, was ich sein soll ! [*Fichte : Die Bestimmung des Menschen.*]
私は成る可き筈の私になろう！

二人称は、既に云った如く、命令法というものがあるから、独立文に於いて要求話法的接続法を用いる場合はまず起こって来ません。(例外は既出)----それ故、人称の問題に関する限り、以上で先ず凡ゆる場合を通過したわけです。

[10.] 『取り極め』の要求話法(A)----決 定----

既に前項の最後の文例に出て来る *Betret' ich* denn den unwillkommenen Weg ! *Gesteh*

ich's nur ! などの意味形態を考えて見ると、Betreten wir ! Gestehen wir ! なども同様ですが、これらは、厳密に云うならば、既にそれが一人称であるという事実によって、狭義の命令とか要求とか云ったような形態からは少し外れたものである事が感ぜられます。即ち、「云々せよ」というのではなくて、むしろ「云々しよう」と云う、即ち「決定」、「決心」、「取り極め」と云ったような現象の表現です。勿論、日本語の表現の差は露骨に違いますが、事実的には、それほど大してははっきりとした境界があるわけではありません。ただ、要求話法としての接続法第一式の機能の全幅を展開せんがためには、一応はこの一角からも眺めなければならないのです。

第一人称の意志の表現、即ち「決定」の表現に接続法第一式を用いる際には必ず Gestehe ich ! Gestehen wir ! 等の形を用いるかというに、決してそうではありません。たとえば既に述べた(24 - 25 頁) Dankbar sei sie anerkannt ! とか Trotz sei geboten ! などの例でもわかる通り、又前項の到る処に用いてある文例の殆ど全部が「一人称の意志」を表現しているのでもわかる通り、とにかく『その文を口にする人間の意志・要求』を表現するのが要求話法の本質でありますから、「決定」も勿論一人称以外の人称を主語にして表現する事が出来ます。

ただ、「決定」の特徴とする所は、元来の要求・命令・願望などに比べて、著しく力が弱い点です。即ち、その目的とする所は、単に「自分は云々しようと思う」という自己の決定・意図を相手に伝えるにあるのです。二三の実例で説明してみましょう (Dies sei an einigen Beilegen erläutert.)。例の大部分が sei であるのは、前に(24 頁)述べた形式が用いられることが自然だからで、ich will と云った場合に用いる動詞が、対象が主語になれば受動になるからです。また、此の「決定」という意味形態を最も明らかに示しているのは、著者が書物の中で「.....云々しようと思う」などと云って自分の意図・決定を読者に伝達する場合ですから、以下はまず其の種の例によって、此の形態を把握して頂くことにします：

- [1] Wir haben im Verlaufe unserer Untersuchungen schon mehrfach darauf hingewiesen, hier sei das Notwendige noch einmal zusammengefasst.

[Fr. Sawicki : Das Ideal der Persönlichkeit.]

只今まで検討して来る途中に於いても此の点に関しては既に度々指摘する所があったが、此处でもう一度要点を約言するとしよう。

- [2] Ein konkretes Beispiel sei zur Verdeutlichung des Gegensatzes von sinnlich anschaulichem Inhalt und der sich auf ihn beziehenden Wortbedeutung vorangestellt.

[Rickert : Die Logik des Prädikats.]

官能的直感の内容と、それに関係する語意との対称を明らかにせんがために、先ず予め一つの具体的な例を挙げるとしよう。

- [3] Was Veitel nach und nach über die Person seines Lehrers erfuhr, Namen und Schicksal, sei hier in Kürze berichtet. [Freytag : Soll und Haben.]

ファイテルが彼の教師の素性に関して追々と嗅ぎつけた事柄、たとえば名前、経歴等を、今茲に簡単に報告する事にしよう。

- [4] Die Beschäftigung mit dem Ganzen nennt man Philosophie. Insofern könnte auch dieses Buch ein philosophisches heißen. Es nennt sich aber eine "Psychologie" der Weltanschauungen. Ohne über Namen streiten zu wollen, sei der Sinn dieser Bezeichnung festgelegt durch einige Thesen, denn die Stellung der Psychologie ist heute unklar und unfertig. [Jaspers : Psychologie der Weltanschauungen.]

凡そ事物の総体を対象として論ずることを哲学と云う。そうすれば本書も亦哲学書と云ってもよい筈である。ところが本書には世界観の「心理」という題がついている。別に名前の事をかれこれ云おうという訳ではないが、この名称の意味する所だけはちょっと二三の命題に依って、はっきりと決めておきたいと

思う。何故というに心理学というものの地位は現今のところ甚だ不明瞭であり、且つ未成状態に在るからである。

- [5] Buonarrotti hat in seinem Werke "La Conspiration de Babeuf" eine genaue Schilderung der Babeufschen Verschwörung gegeben, auf welches Werk ich Sie für alle Einzelheiten verweise. Hier *genüge* die Angabe, dass die Babeufsche Verbindung mit dem revolutionären Komitee der Montagnards zusammen die kommunistische Verschwörung plante.

[Karl Diehl : *Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus.*]

ブオナロッティが其の著『バブフの陰謀』に於いてバブフの陰謀を詳述しているから、細かい事実に就いては同書をお読みになればわかります。茲では単に、バブフの陰謀は、モンタニアル党の改革委員会と協同して共産主義の陰謀を計画したのであるという事実を指摘するにとめておきます。

斯ういう場合は、話法の助動詞を用いるとするならば *mögen* の直接法が最も適しています。即ちたとえば『説明の代わりに実例を挙げるとしましょう』だったら *Statt aller Erklärung stehe hier ein Beispiel*. 或いは *Statt aller Erklärung mag hier ein Beispiel stehen* です。勿論、必ず直接法 *mag* でなくても好いので、それをなお要求話法に用いて *möge* とすることは一向差し支えありません。

主語が複数であると、*seien* は好いが、*stehe* に対する *stehen* などは困るから、そんな時は必ず *mögen* を用いると云うわけになって来ます。

Ein paar Beispiele *mögen* die Bedeutung, welche gerade eine Logik des Satzes in dieser Hinsicht für die eigentliche "Grundlegung" jeder Philosophie besitzt, noch etwas näher bringen. [Rickert : *Die Logik des Prädikats.*]

此の見地から見て、凡ゆる哲学の真の基礎工作にとって、「命題の論理」なるものこそ正に重大な意義を有するものであるという事実を明らかにせんがために、今茲に二三の例を挙げて見よう。

此の「決定」という要求話法の用い場所は、必ずしも只今述べたような、著者が書物の中で自分の意図を伝える時ばかりではなく、其の他かなり広範囲に亘ります。凡ての場合を列挙することは到底不可能ですが、以上の場合以外、もう一つだけ仮に挙げるとするならば、たとえば、小説家が小説の筋を組み立てる瞬間に自問自答するところを考えて御覧になるとわかります。『ここで一つ決定的事件が起きることにしてしよう』(Hier trete etwas Entscheidendes ein.), 『たとえば相手の女が此の男を裏切るんだ』(Die Geliebte werde z. B. an ihm untreu), 『男の方はしばらくそれを知らないで居る』(Der Mann erfahre eine Zeitlang nichts davon), 『そのうちに一寸したことで疑い始める』(Dann aber bringe ihn ein Zufall auf die Spur), 『彼女を問い詰める』(Er fordere Rechenschaft von ihr), 『それから大騒ぎになる』(Daraus entstehe dann ein Auftritt), 等々。

日本語では、こうした時によく『と』という変な事を云います。

『ここで一つの決定的な事件が持ち上がる、と』『相手の女が男を裏切る、と』『男はそれを知らないでいる、と』と云ったように。此の『と』が、そもそも接続法なるものと同じ筋路から生じたものであると同時に、要求話法の中の、そのまた一つの意味形態たる『決定』という現象なのです。---此の『と』とは何かと云うに、『と云う事にしよう』『という事にする』の省略らしく思われる。たとえば、捕らぬ狸の皮算用をしたりする時によく此の『と』を用います。『ええと、先ず斯うすると、そうすると多分こうなると。そうしたらまた斯うすると。』と云ったように。これらは凡て『先ず斯うすると[する]、そうすると多分こうなると[する]、そうしたらまた斯うする[とする]』というのと同じです。『としよう』『とする』は即ち『決定』です。

【備考】 殊更に『決定』という語を用いたのは、前出 24 頁以後の *Dankbar sei sie anerkannt !* 等の用法と区別せんがため、後者は *mögen* で言い換えられるのが特徴であり、前者は *mag* で言い換えられるのが特徴です。実をいうと此の間の境界は甚だ *fließend* で、*Dankbar sei sie anerkannt !* 等と、此の形態との間にはさしたる相違はなく、ただ要望の程度、「決心」、「決意」の程度の強弱の差しかないので、まず意味形態として一項を設けるとすれば、只今の如く、最も弱いものを中心にとすると両極がはっきりすると云うだけの事にすぎません。中間現象を挙げるならば、たとえば *Meine Rache / Gegen dich war Schweigen erst, und jetzo / Seien's Worte.* [Platon : Die Abbassiden.] の如きものがそれで、(*Jetzo Seien's Worte* は *Jetzo sollen's Worte sein ; Jetzo mögen's Worte sein*)、「願望」から「決定」に至るまでの間には、「決意」「決心」等の多少の中間現象があります。

[11.] 『取り極め』の要求話法(B)----仮 定----

『決定』と云う意味に於ける『云々するとする』という意味形態は、その儘を直ちに『假定』文として用いることが出来ます。

これは極く自然です。殊に、数学にしる戦術にしる、問題を出して前提、想定を決める時にはどうしてもこれを用いる必要が生じて来る。『此処に山があって、此の山の此の稜線に敵が陣地を構築している、では、此の線が敵の陣地とする.....』(Also, diese Linie stelle die feindliche Stellung dar), 『その前面の此の川は水深 2 米だ』(und der Fluss davor sei 2 m tief), 『敵は追撃砲三門を持っているとする.....』(Dem Feinde mögen 3 Minenwerfer zur Verfügung stehen), などと云って戦況を決めます。また数学でも、*a sei kleiner als b* (*a* が *b* よりも小であるとする), *Dreieck ABC sei das gegebene Dreieck* (三角形 *ABC* が与えられた三角形であるとする), *Die Linie AB berühre den Kreis im Punkt F* (線 *AB* は *F* に於いて円に接するとする) などと云って出発点を決めたり図を説明したりします。これはまあ決定の一種ではあるけれども、『仮にそうであるとする』という意味ですから、前項の『決定』と区別して、假定と呼ぶ事にします。即ち **Nehmen wir mal an**, diese Linie stelle die feindliche Stellung dar などという間接話法から生じたものです。次の実例の第一を見ると、現に *So nehme ich an* とか、*Nehmen wir an* とかいう句が挿入されています。そしてまた、真ん中どころは第一式接続法の代わりに凡て直接法が用いられています。つまり、間接話法と要求話法との間の関係を示しているわけです。

[1] Wie nun aber wäre es mit dem Rechte dieser Behauptung bestellt? Ein Mensch sei nicht eben ein böser Mensch, sondern gehöre zu den "guten," die "kein Wässerchen trüben." Er erfüllt, *so nehme ich an*, gewohnheitsmäßig seine Pflicht. Er ist bei denen, an deren Wohlwollen ihm gelegen sein muss, aufs beste gelitten, vor allem auch, weil er nichts denkt und tut, als was "seines Amtes" ist. Er ist moralisch arm, aber diese Armut kommt ihm nicht zum Bewusstsein. Es gibt rings um ihn viel materielle Not. Aber er besitzt die Fähigkeit, davor seine Augen zu verschließen. Er hat also mit sich und der Welt, so wie sie ist, sehr wohl zufrieden. *Nehmen wir an*, auch das Schicksal wolle ihm wohl. Er *bleibe* gesund ; kein Unglück *bedrohe* den Genuss seiner gewohnten Lebensfreuden. Er *erreiche* ein hohes Alter. ---- Einen solchen Menschen wird man unter die Glücklichen rechnen. Aber sittliche Größe wird ihm niemand zusprechen. [Th. Lippe : Die ethischen Grundfragen.]

ところで、此の様な主張には果たしてどの程度までの正しさがあるだろうか？仮に茲に一人の人間があって、別に悪人というのではなく、むしろ所謂線香も焚かず屁もひらずの「好い」人間だとする。かれは----と私は假定する----惰性でその本分を守っている。かれは、この人達の御機嫌を損じては大変だという其の人達に大変受けが好い。というのは主として『自分の所管事項』だけしか考えもしなければ行いもしないからである。かれは精神的には大した男ではない。けれども自分が大した男では無いと云う事は格別意識もしない。かれの身辺を見渡すと多くの人間が物質的に苦しんでいる。けれども彼にはそれらの事実に対しては目を閉ざしていらられるだけの能力が具わっている。即ち彼は、己自身に対しても満足し、現在見るが儘の世界にも満足し切っているのである。

更に運命も亦此の男を恵むに吝[やぶさ]かならざる者であると仮定しよう。彼は身体も丈夫である。其処には彼の其の日其の日の楽しき生活を脅かす何等の禍も無い。彼は非常に長生きをする。----こういう人間があるとしたら、人は彼を仕合わせな男だとは云うだろう。けれども人格者だと云う人は恐らく一人もあるまいと思う。

[2] Man *verschiebe* nur ein wenig die Proportionen, man *ändere* um ein Jota die Dimensionen, man *nehme* ein anderes Material ; man *versetze* den Taj, wie er ist, in eine Gegend von anderen Luftfeuchtigkeits- und Lichtbrechungsverhältnissen : er wäre nicht mehr der Taj Mahal. Ich habe den gleichen weißen Marmor keine hundert Kilometer entfernt von Agra zu Moscheen verwandt gesehen : dort hat er nicht vom Schmelze des Taj. An diesem Kunstwerke wird einem besonders deutlich, was es mit der Individualität für eine Bewandnis hat. Man *stelle* noch so viel Kausalreihen her, *weise* noch so viel Beziehungen nach : nie wird man das Eigentliche fassen ; irgendein geringfügig scheinender Umstand *falle* weg, und das Wesen erscheint alsbald verwandelt. [Keyserling : *Reisetagebuch eines Philosophen.*]

各部の釣り合いを少しでも狂わせ、その大小関係を寸分たりとも変更し、別の材料を採用したと仮定せよ。然り此の「タイ」(印度アグラに在る建築)を其の儘ごっそりと、空中湿度の関係も異なり、光線屈折の関係も相異なる他の一地方に還したと仮定せよ。然らばそれはもはやタイ・マハルでは無いであろう。私は此処に用いてあるのと全然同一の白大理石が、アグラを去る百キロ足らずの所に回教寺院の建築材料として用いてあるのを見たが、それにはもはや此のタイに於けるが如き色調美は見受けられなかった。此の芸術によっても、個性というものが抑々如何なるものであるかが頗る明瞭である。因果関係の系列をどれだけ入念に整えて見ようと、どれだけ諸般の関係を隈なく指摘しようと、左様な事によって決して真相を掴むことはできない。一寸したつまらない所が欠ければ、それでも本質は変わってしまうのである。

【備考】 (1)「仮定」は後出の「認容的仮定」と関係があつて、両者の間に別に境界はありません。----(2)「仮定」の表現、即ち詳しく云えば想像に訴える仮定の表現には、一般的に云うと色々な方法があつて(独作文教程、主として第四十五・四十六課)、接続法第一式による表現はその単なる一つに過ぎません。約束話法で表現できる文脈は同時に此の型でも表現できます。----(3) ついでに羅典語の接続法にも之れと同様の用法があることを指摘しておきましょう：

Vendat aedes vir bonus propter aliqua vitia, quae ipse norit, ceteri ignorent ; pestilentes sint, et habeantur salubres ; ignorentur, in omnibus cubiculis apparere serpentes ; male materiatae sint, ruinosae, sed hoc, praeter dominum, nemo sciat ; quaero, si haec emptoribus venditor non dixerit, aedesque vendiderit pluris multo, quam se venditurum putarit, num injuste aut improbe fecerit. [Cicero, *De Officiis*. L. III.]----(良市民が、自分の家を売却するとして、それが、自分だけ知っていて外の者は一切知らない欠陥のためであるとする。世間では健康のために良い家だと思っているが、かれは非常に悪いという事を知っている。骨組みも腐っていて、あぶない。けれどもそれを知っているのは所有者だけで、他には誰も知らない。然らば問う、若し売り手がこれらの事を買い手に向かって正直に言わず、そのために、予期以上の高値で売り畢[おわら]せたとするならば、それは果たして正しき行いであろうか、それとも不正行為であろうか。)

[12.] 事実の承認と認容

前項の最後にあげた文例の中、たとえば *Irgendein geringfügig scheinender Umstand falle weg, und das Wesen erscheint alsbald verwandelt* などを取って考えて見ると、これは仮定ではありますが、同時にこれを日本語で表現しようとする、『たとえどんなに.....云々』などと表現することが出来る。こうした文句を認容的仮定、或いは仮定的認容と云います。此の現象が著しくなると、第一式接続法は、仮定句と同時に、認容的な仮定句にも用いることができるという事になって来ます。(独作文教程 225 頁の Nr 5 参照)

けれども、要求話法として用いる第一式接続法の用法の話を中心にして考えると、仮定的認容ばかりではない、抑々『認容』一般、即ち事実を洪々承認する場合には第一式接続法を用いるという現象が根本にあります。(それを仮定的に用いるというと、前述の仮定的認容というのが生ずるのです)

事実の承認というのは、たとえば『ではまあ已むを得ない』『ではまあそうして置こう』『なんならそうとして置いてもいい』『ではよし!』『よかろう!』等の意味に用いる次の様な句が最も好い例です:

Es sei !	Sei's !
Es sei so !	Sei's so !
Dem sei so !	Sei dem so !
Es sei drum !	Sei's drum !
Es bleibe dabei !	Sei's meinetwegen so !
Es sei zugegeben !	Sei's zugegeben !

殊に、此の意味形態を助ける好い言葉として *meinetwegen* (『なんなら』『已むを得ぬから』『ではまあ』) *von mir aus* (なんなら) *in Gottes Namen* (じゃあまあ、ではまあ) 等の機能と、*Zugegeben !* (異議なし! その通り!) などという承認の間投詞に注目する必要があります。

上例の *sei* 等を、話法の助動詞を以て云い換えるならば、すべて *mögen* の直接法を用います。Es sei ! ([Es] mag sein !) Sei's ! (Mag's sein !), Es bleibe dabei ! (Es mag dabei bleiben !)----これらを Es möge sein ! などと云うとすっかり意味形態が違って来て、これは先に述べた願望又は要望になり、『そうあらん事を!』『そうありがたいものだ!』という事になります。

それから、もう一つの重要な事は、此の『事実の承認』という現象は、直ちに以て『一応は承認して置く』、即ち『一応は』という事になり勝ちで、一応は自然二応を前提とすることが多く、その二応というのは大抵 *aber.....* 云々となって其の次に頭を擡[もた]げて来るものです。此の現象が即ち『認容』という現象で、これが露骨になって来るといって、更に第二第三第四の段階を生じ遂には後出の *Dem sei wie ihm wolle* (さもあらばあれ)とか、*Er sage, was er will* (たとえ彼が何と云おうと)と云ったような純然たる認容句を生ずることになります。けれども、茲では、まず出立点として、認容的二者対立は左程問題にせず、只今申した『一応』が充分『一応』であって、二応を前提とした上の臨時的なものではなく、『一応』そのものにある種の重みと落ち着きのある場合のみを主として取り扱い、後の方で一寸だけ認容的対立への発展を暗示し、認容は又認容として項を改めて研究する事に致します。結局、要求話法の諸種の機能は、その境界は到る処 *fiessend* でありまして、諸種の項目に分けて論ずるのは、単に便宜上何処かに看点を取らんが為の一つの試みに過ぎない事を承知して頂きたいと思います。従って、荒っぽく項目分けをする事も出来れば、細かに分ける事も出来るというわけで、茲では多少細かに分けて論じているために、全現象の *Kontinuität* (連続性)が到る処に目につくのです。

『認容』なる現象に如何なる段階があるかは、拙著独作文教程(第五篇『相反的と認容的』)に就いて見て頂くとして、扨て、『事実の承認』という形態の最も特徴的なものとして、Es sei ! など、及びそれに類した場合の実例を示しておきます。

[1] Viel gefordert ! / Prag ! Sei's um Eger ! Aber Prag? Geht nicht.

[Schiller : *Wallenstein.*]

虫の好い事を申し居る! プラーハとはよくも云えた! エーゲルならば已むを得ぬ。ところがプラーハを呉れろと? そうは行かぬ。

[2] Ich fühl's : am Ende bin ich meiner Bahn. / Sei's drum.

[Hauptmann : *Die versunkene Glocke.*]

私には気持でわかる、これで私も来る可き所へ来てしまったのだ。
それもまあよかろう。

- [3] Eins ist vorher noch zu tun, / Meines Auftrags leichteste Hälfte, / Die mir hier schwersten wird, / *Aber sei's* , ich muss. [Grillparzer : *Die Ahnfrau.*]

その前に一つしなければならぬ事がある。二つ頼まれた中でも、此の方は本当は何でもない事だ。ところが斯うなると其の何でもない事が甚だむつかしい。併し、まあよかろう、已むを得ぬ。

- [4] *Sei / Ich überwunden* ---- Was will's schaden? [Grabbe : *Marius und Sulla.*]
わしは負けた----負けたがそれがどうだと云うのだ。

- [5] Die Geschichte ist die Entwicklung unseres Geschlechts ---- gut, *sei es so* ; aber nur ein unsterbliches Auge vermag sie als unendliche Schicksale zu betrachten ---- für uns Lebende ist sie ein Kreis, auf dem wir wie die Milben tastend herumkriechen.
[Brachvogel : *Narziss.*]

歴史は吾々人類の発展である----よろしい、そうとして置こう----併しながら歴史を涯[はて]しなき運命の一列として眺める事の出来るのは恐らく神の眼ぐらいのもので、----われわれ衆生に取っては、それは我々がダニか何かのように無意味に暗中模索で匍[は]いまわる環のようなものにすぎない。

以上は *sei es so* ! のような簡単なものだけの例ですが、*sei es so* の内容をなす文そのものの定形を接続法第一式にしても同じことです。たとえば、最後の例の *Die Geschichte ist die Entwicklung unseres Geschlechts ---- gut, sei es so* という代わりに、*ist* を *sei* として *Die Geschichte sei die Entwicklung unseres Geschlechts* と云っても好いところです。第四の *Sei ich überwunden* がそれで、*sei's* を用いるならば : *Ich bin überwunden---- sei es so* と云えます。また動詞は必ずしも *sei* でなくてもいいのです :

Dem Einzelnen *bleibe* die Freiheit, sich mit dem zu beschäftigen, was ihn anzieht, was ihm Freude macht, was ihm nützlich dünkt ; aber das eigentliche Studium der Menschheit ist der Mensch. [Goethe : *Die Wahlverwandtschaften.*]

個人としては、各々己が興味を有するところ、己が好むところ、己に利ありと信ずる所の物に没頭する事は自由である。けれども人類本来の研究対象は人間そのものでなければならぬ。

これらも凡て、必ず *mögen* (直接法) で言い換えることが出来ます : Dem Einzelnen **mag** die Freiheit **bleiben**..... aber.....

それから、*mögen* 以外に、これも認容文ですが、*können* を用いる事が出来ます。簡単な、『事実を多少渋々承認し、容認する』句には、たとえば次のように、どんなものにでも *können* を用いる事が出来るのです。一見余計な *können* のようですが、これがつまり例の *meinetwegen* (『まあ』:『何なら』『構わぬ』『已むを得ぬ』) の意を表わす話法助動詞なのです。事実の承認と同時に、或種の無関心さを表現し固執しないという気持ちが現われます。

そう、僕はそれでも好いよ。 [Na, mir ist es ganz recht.

僕はどっちだって構わない。 [Na, mir *kann's* ganz recht sein.

[Mir ist's völlig gleich.

[Mir *kann's* völlig gleich sein.

かれは大して気にかけなかった。 [Ihn kümmerte es wenig.

[Ihn *konnte* es wenig kümmern.

彼女は結構それで満足した。 [Sie war damit schon zufrieden.

[Sie *konnte* damit schon zufrieden sein.

彼女はそれで充分だと思った。 [Für sie war es gut genug.

[Für sie *konnte* es gut genug sein.

日常会話では、此の意味形態には、接続法を用いるよりはむしろ *mag* や *kann* を用いた方が砕けていて好いかも知れません。よく用いられる常套句でも、たとえば『それはそうかも知れません』『それはまあそうですね』を *Mag sein!* 又は *Kann sein!* と云いますが、*Es sei so* という少し強すぎて、そういう時の日常会話の用句としては不適當になります。

【備考】 間接話法各論[8]に於いて述べた *es sei denn* という成句も、心理的には此の『事実の承認』の一種と見る事が出来ます。たとえば *er sei denn Gott selber* などは、『然らば彼は神自身であれ!』というところから来たものでありましょうが、なお要求話法を細かく分けて来るといって、心理的には「承認」又は「例外の認容」とでもいうべきものです。間接話法各論[8]では *es sei denn, dass.....* の *dass* の文に用いる定形の話をしたのですが、序でに *es sei denn* 一般の事も話しておきましたから、茲では省くことに致します。

[13.] 随意の認容

前項の『事実の承認・認容』の応用として現われて来る顕著なる現象に『随意の認容』なる型があります。随意というのは『随意に取捨し、自由に選択する余地を残した表現法』という事で、即ち：

.....にせよ、.....にせよ、
.....であれ、.....であれ、
.....であろうと、.....であろうと、
.....たると、.....たると(に論なく、を問わず、に拘わらず、に関せず)

と云ったような表現法です。此の種の表現に、一般的に云ってどんな方法がドイツ語に具わっているかという問題に関しては拙著独作文教程第四十二課に詳述しましたから、茲では其の一表現手段たる接続法のみの問題を局限します。

随意・取捨・選択の余地を残すという云い方は、必ずしも認容的である必要はないので、たとえば

近しと聞けば遠し、遠しと聞けば近し。しきるもたゆみ、たゆむもまたしきる。
雁がねの声の砧[きぬた]をさそうにやあらむ。砧の音の雁がねに通[かよ]うにやあらむ。
あなあやし、そもこの音の悲しきか、住む里のさびしきか、打つおりのうきゆえか、皆あらず、聞く人の心のさびしきなり。

[泊渚舎集<ささなみのやしゅう>]

と云ったような場合が起こって来ると、これは『云々にやあらむ、云々にやあらむ』という方は、謂わば『知らず』という基礎の上に立っているものと解せられますから、前項に述べた事実の承認というのを二つ並べたものと見られます。同時に『.....か、.....か、.....か』というのでもわかる通り、疑問文を重ねるという表現法もある。たとえば *Lockt der Schrei der ziehenden Wildgänse die geschäftigen Walkschlägel heraus? Oder teilt das nächtliche Gepöche sich irgendwie den einsamen Himmelswanderinnen droben mit?* です。即ち *Die Frage bleibt offen* 又は *unentschieden* です。

次に『あなあやし、あなあやし』とあるから、原文の味を尊重しないで、ひどく殺風景なものにする覚悟なら、*Sei es, dass....., oder dass.....* でつなぐことも出来ましょうが、そんな事は原文の文勢が許しますまい。

これはまあ、出立点として、前後の文脈に対し何等の関係をも生じない場合の例を挙げたのですが、次には之れが前後の文脈に対して何等かの関係に立つ場合、即ち『文局』というものを生ずる場合の話に移ります。只今の場合で云うならば、次の『あなあやし、あなあやし』という句に対する関係です。

茲で一つ(これは拙著独作文教程の後半部を一貫する意味範疇論の説明になりますが、---393 頁、397 頁、398 頁)一般論を挿入しますが、凡そ一つの文章が他の文章に対して(文章のみではない、語でも句でも同じです)何等かの論理関係に立つ場合には、大別

して五つの範疇(1. 並立的 : und, oder の関係、2. 相反・認容的關係、3. 仮定結論關係、4. 因由歸結關係、5. 目的手段關係)のどれかでなければなりません。故に、上述のような『事実の承認』の文は、形式的にいうと五つの応用が生ずる筈ですが、実際的には、まず第四の『因由』と、第二の『認容』とです。

先ず『因由的』なものから述べましょう。因由的というのは、『.....だから』『.....故』です。それが此の自由取捨・随意選択の文と結びつくと、『云々であるためか、或いは云々であるためか、理由はわからないがとにかく.....』という文章形態を生じます。すぐ実例で見て頂く事にします。形式は主として sei es.....oder.....又は sei es.....oder.....という形を用いて、その次に dass を置きます。(独作文教程 334 頁)

- [1] Das Licht in der Hütte war plötzlich verschwunden, sei's dass die Lampe erlosch, oder dass der Meister Konrad sie an eine andere, verborgene Stelle gesetzt hatte.
[W. Raabe : Else von der Tanne.]

ランプが消えたのか、それともコンラートの親方がそれを別な所へ持って行って物の陰にでも隠したのか、小屋の中は急にまっ暗になった。

- [2] Aber sei es, dass die Erinnerung an jenen Abend sie zu unangenehm berührte, sei es, dass sie einem meiner Blicke begegnete, die vielleicht mehr als Eifersucht ausdrückten, sie schlug die Augen nieder, errötete aufs Neue und schwieg.

[W. Hauff : Aus den Momorien des Satan.]

あの晩のことを思い出して厭気がさしたのか、それとも私が殆ど嫉妬以上の感情をこめて投げつけた視線の一つに遭遇したためか、とにかく彼女は眼を伏せて再び顔を赤くし、黙りこんでしまったのであった。

- [3] Sei es, dass der Luftwechsel anfang, die Wirkung zu versagen, oder dass irgendein positiver schädlicher Einfluss sie berührt hatte : ihr Befinden war schlechter geworden. [Th. Mann : Tristan.]

転地療養の効果が薄らいで来たためか、或いは何か積極的な悪影響でも働いたためか、とにかく彼女の容態は悪化していた。

- [4] Sei es, dass er der reformierten Religion überhaupt schon geneigt war, oder dass die Reize seiner Geliebten allein diesen Wunder wirkten ---- er schwur den katholischen Glauben ab und führte die schöne Agnes zum Altare.

[Schiller : Geschichte des Dreißigjährigen Krieges.]

元来そもそも新教の方に気持が傾いていたのか、それとも単に此の女の美貌のみが此の奇蹟を惹き起こしたのであるか、其の点は知る由もないが、いずれにせよ彼は加特力教を捨てて、美貌のアグネスを娶[めと]ったのである。

- [5] Mein Vater leistete keinen Widerstand. Ich hätte geglaubt, dass sein Preußenhass es ihm unmöglich machen würde, einen der feindlichen Krieger und Sieger in seine Familie aufzunehmen ; aber sei es, dass er die individuelle von der nationalen Frage gänzlich trennte ---- sei es, dass der Ehrgeiz die Oberhand gewann und eine Verbindung mit dem fürstlichen Hause Reuß ihm schmeichelte ; sei es endlich, dass die so romantisch geäußerte, plötzliche Liebe der jungen Leute ihn rührte : kurz, er sprach ein ziemlich freiwilliges Ja. [B. v. Suttner : Die Waffen nieder !]

私の父も邪魔立てはしなかった。実は、プロシヤ人に対してあんなに敵愾心に燃えている父のことゆえ、敵の軍人であり、しかも勝利者である男を自分の家庭の一員にするなどという事は到底出来ない相談だろうと思っていたら、豈図[あにはか]らんや、個人の問題と国家の問題とは違うとでも思ったのか、それとも野心の方が先に立って、ロイス侯爵家などと姻戚関係になるという事を光栄とでも感じたのか、或いは又此の若い二人を駆って斯くもロマンチックな感

情を吐露せしめた意外な恋愛関係に心を動かしたためか----要するに、父はかなり気が進んだらしく、遂に首を縦に振ったのであった。

こうした理由を表現する *Sei es* は、過去の叙述体の文に於いては往々にして *war es.....* *war es.....* 又は *war es..... oder.....* の形を以て表現することもあります。

- [1] *War es aber, dass ihr geschickt gelenktes Gespräch den Alten dahin gebracht hatte, war es, dass jener selbst nach Abwechslung verlangte : plötzlich stand der Vater auf, erklärte, er werde nach Hans schauen, und ging hinaus.*

[Arnolt Bronnen : *Erinnerungen.*]

彼女の話の持って行き方が上手だったためか、或いはかれの方で一寸気分を変えたいとでも思ったのか、父は突然立ち上がり、ちょっとハンスの様子を見てくると云い残して、表へ出てしまった。

- [2] *Nach einem halben Jahre sandte er die Einwilligung zur Scheidung und trat ihr auch den Knaben ab, war es nun, dass er ihn in ihren Händen besser aufgehoben meinte, war es noch die alte Liebe, die ihr nicht alles rauben wollte, ihr, die nun ganz allein sei, während ihm die weite Welt vor Augen lag. [A. Stifter : Brigitta.]*

それから半年経つと、彼は離婚承諾の返事を送って寄越した、そして、子供を女の許に任しておいた方が心配がなくて好いとでも思ったものか、それとも、昔通りの愛情が動いて、自分は斯うなれば世界中何処へ行こうと勝手だけれども、女の身にしてみればもはや側に誰もいなくて淋しかろうから、せめて子供だけでも残して置かなければ可哀そうだとでも考えたものか、とにかく其の男の児は彼女に譲ったのであった。

次には、同じ随意選択的事実承認ではありますが、理由や原因を想像するのではなくて、単に可能なる事情を随意に二つ三つ挙げて、『それらの事情の如何に関せず』云々なることを以て論旨とする場合があります。接続法の用法から申しますと、此の場合の方がずっと形式が豊富です。即ち、前述の因由的な場合に於ては、*sei es.....sei es.....* 又は *sei es.....oder.....* という二つの形が主で(其の他に *war es*, 又は稀に *ist es* という形)ありましたが、今度の場合に於いては、*sei es* でもよければ *es sei* でも好い、また必ずしも *sein* という動詞には限らない、其の他どんな動詞を第一式接続法に用いてもよい。またそれ以外に *ob.....ob.....* という形を用いることも出来れば、*gleichviel (einerlei, ganz gleich, unbekümmert, gleichgültig)* 等を用いて、*was, wie* 等の疑問詞又は *ob* を附し、また単に語と語、句と句を *oder* で繋ぐなど、あらゆる種類の形が具わっているという点で非常に表現形式の豊富な意味形態という事が出来ます。それらの形式に関しては独作文教程第四十二課を参照ということにして、まず接続法に関係する範囲の実例を示しましょう：

- [1] *Jeden ereilet endlich sein Tag, es sei auf dem weichen Kissen von Flaum, oder im rauhen Gewühl des Gefechts, oder auf offenem Galgen und Rad ! Eins davon ist unser Schicksal ! [Schiller : Die Räuber.]*

或いは軟らかなる羽根蒲団の上、或いは修羅の巷、或いは衆人監視の獄門刑場、いずれにせよ運命の日は何時かは見舞うのだ。それらの内、いずれか一つが我々の運命なのだ！

- [2] *Wer arbeitet, dem ist der Schlaf süß, er habe wenig oder viel gegessen ; den Reichen aber lässt sein Übermaß nicht schlafen. [Schwanden-Glarus : Familienbibel.]*

労苦する者は、多く喰らうと少なく喰らうとを問わず、其の眠りは快し。さりながら、富める者は、衣食足れるによりて眠ることを得ざるなり。

- [3] Jeder Staat ist eine Despotie, *sei nun Einer oder Viele der Despot, oder seien*, wie man sich's wohl von einer Republik vorstellt, Alle die Herren, d. h. *despotisiere* einer den andern. [*M. Stirner : Der Einzige und sein Eigentum.*]

一人が専政者たると多数が専政者たると、或いはまた、世人が想像する所の所謂共和国に於けるが如く、万民悉く是れ国君、即ち万民悉く相互に専政圧迫し合うとに關せず、国家たる以上は必ず専政制である。

- [4] So lösen sich in gewissen Epochen Kinder von Eltern, Diener von Herren, Begünstigte von Gönnern los, und ein solcher Versuch, sich auf seine Füße zu stellen, sich unabhängig zu machen, für sein eigen Selbst zu leben, *er gelinge oder nicht*, ist immer dem Willen der Natur gemäß. [*Goethe : Dichtung und Wahrheit.*]

斯くの如く、或種の時期に達すると子は親の許を離れ、下僕は主人の許を去り、恩を受けた者は恩を施した者に背を向けるものであるが、斯くの如き一本立ちになろうとする試み、独立して己独自の境地に生きんとする試みは、それが成功するとせざるとに拘わらず、とにかく天道の心に基づいたものなのである。

- [5] Das Prinzip, auf welches die sämtlichen Äußerungen Hamanns sich zurückführen lassen, ist dieses : "Alles, was der Mensch zu leisten unternimmt, *es werde nun* durch Tat *oder* Wort *oder* sonst hervorgebracht, muss aus sämtlichen vereinigten Kräften entspringen ; alles Vereinzelte ist verwerflich." [*Goethe : Dichtung und Wahrheit.*]

ハーマンの口から出た諸種の言葉の全部を一貫する根本の思想は要するに此の一言に尽きる：『凡そ人間の企つる所は、或いはそれが実行によって実現されるものであれ、或いは言葉、或いは其の他によって実現されるものであれ、すべて全人の総力から発しなくてはならぬ、一面的なものは総て不可である』。

此の意味形態の場合も、前に述べた因由的な場合と同様に、過去時称であると *war es.....oder.....*又は *war es.....*と云う形を用いる事もあります：

Sonst, wenn der Vater auszog, liebe Kinder, / Da war ein Freuen, wenn er wiederkam ; /
Denn niemals kehrt' er heim, er bracht' auch etwas, / *War's* eine schöne Alpenrose, *war's* /
Ein seltener Vogel *oder* Ammonshorn, / Wie es der Wanderer findet auf den Bergen----
[*Schiller : Wilhelm Tell.*]

いつもならば、この父が外へ出掛けて帰って来た時には、おまえ達はよろこんで呉れた。美しいアルペンローゼ、珍しい鳥、或いは山を歩いているとよく拾うアンモン貝の化石など、帰るときには何かお土産を持って来てやったからだ。

[14.] 『無関心』なる認容及び疑問従属文を伴う構造

前項の意味形態を表現するのに *oder* 等の、所謂「並立的」形態を用いる代わりに、*was, wie, wer, welcher, wo, wann* 等の疑問詞を用いて一挙に片づけてしまっても好いわけです。即ち、たとえば「植物であれ動物であれ、まあ鉱物であれ」という代わりに単に「それが何であれ」(*was es immer sei ; was immer es sei ; was es auch sei ;*)などと云っても好いわけです：

『たとえそれが何であれ』

1. *was es auch sei*,
2. *was es auch sein mag*,
3. *was es immer sei. (was immer es sei).*
4. *Es sei [nun], was es sei.*
5. *Es sei [nun], was es [immer] will,*
6. *Es sei [nun], was es wolle,*

7. Sei es, was es wolle,
8. Sei es, was es will,
9. Sei's was es sei,
10. Sei es, was immer,
11. Mag's sein, was es will,
12. Es mag nun sein, was es da will,
13. Was immer,

以上に、まあ極く大体の暗示ですが、いろんな結合が可能ですから、auch を nun に代えたり nun を immer にかえたりし出せば、まだ幾通りも出来ましょう。とにかく、全部に共通なのは、was, wo 等の疑問詞を用いるという点と、それから、Was immer などは省略文だから別として、was 以下の文は必ず「疑問従属文」即ち、定形後置の構造になっているという、此の点です。(これも、詳しい事は、独作文教程の第四十一課、第四十二課の諸項を参照という事にします)。

それから、疑問従属文の前に立っている方の部分、即ち Es sei nun とか Sei es とか Mag's sein とかいうものの方にも、意味形態の上から、只今までに挙げて来た様々な段階の一延長でありながら、しかもそれらには見られなかった一つの新たな色調が兆れています。それは、一言にして云うならば、『そうであればあれ』『そうであっても構わぬ』『何であろうと頓着せぬ』『何であろうと差し支えない』『勝手に.....であるが好い』『どうでも好い事だ』『わしゃ知らぬ』.....etc. と云ったような態度が接続法に現われていることです。

此の色調は、前項で扱った随意の認容にも多少は兆れていました。けれども、『A であれ、B であれ、それとも C であれ.....』と分解して認める場合には、まだそう云っても多分(前々項の)事実の承認、仮定、認容、即ち『先ず一応は認めておく』という態度がありましたが、それらを一括して『何であれ』という事になって来ると、その『あれ』はもはや全然無責任且つ無関心な放言と化し去ります。

此の『あれ』は、たとえば邦語の『さもあらばあれ』(ドイツ語では Dem sei, wie ihm wolle ; Es sei dem, wie ihm sei ; Sei dem, wie ihm will など)に現われている『あれ』です。さもあらばあれとは、語象としては『或いはそうであろう』(事実の承認！前々項、及び前項の意味形態です！)には違いないのですが、使い場所(意味形態)と機能とは全然違って、実際用いる時には、「或いはそうであろう」という場合には決して用いず、『そんなことはまあどうでも好いとしておいて』と、話題を一転する場合にのみ用います。即ち、此の句は、前々項の『事実の承認』でもなければ、また事実の認容を二つ以上重ねて用いる随意選択の認容(前項)でもなく、本項で取り扱う『無関心の認容』だという事がわかります。

意味形態の区別は先ずそれ位にして、次に文法形態の話ですが、無関心なる認容の特徴とする所は、後半をなす「疑問従属文」です。否、単に疑問従属文のみを以ても表現できるという点に此の形態の特徴があります。それは前掲の Was es auch sei や Was immer es sei などと充分わかるでしょうが、なお念のために色んな句を並べて見ましょう：

Wer es auch sei	それが何人であろうと
Wem es immer gehöre	それが仮令何人に属しよう
Wo immer es geschehe	それが仮令何処で起ころう
Wie dem immer sei	這般の関係はたとえどうあろう
Wie immer es sich verhalte	這般の関係はたとえどうあるにせよ
Was auch geschehe	たとえ何事が起ころう
Was es immer sei	それが仮令何事であろう
An wen er sich immer wende	たとえ彼が何人に縋[すが]ろう
Wessen Schuld es nun sei	それが仮令何人の責任であれ
Von was immer die Rede sei	たとえ何が問題になろう
Welcher Herkunft du immer seist	汝の素性は如何様にもあれ
Wann es auch eintreffe	それが仮令何時実現しよう
Worin es auch bestehen mag	それが如何なる点に存せんと

Wovor du dich fürchten magst 汝の恐るる所が何物であれ

その他、immer, nun, auch 等を挿入するかどうかは随意ですが、とにかく任意に此の種の句を造ることができます。

勿論、これらは、必ずしも第一式接続法を用いるというのではなく、sei(現在)以外の場合には直接法も用い、また第二式接続法も用いることがあります。つまり、「要求話法」の形式がその意味形態上、既に元来の要求の意を遠く離れてしまって、単なる「認容」の表現となって来たために、それが形式の上にも現われて来るというわけです。たとえば：

家畜の群れは、たとえ何処へ連れて行こうと、牧者に従うものである。

1. Die Herde folgt dem Hirten, wohin er sie auch *führt*.
2. Die Herde folgt dem Hirten, wohin er sie auch *führe*.
3. Die Herde folgt dem Hirten, wohin er sie auch *führte*.

第三の *führte* は少々[やや]稀であるとは云えるかも知れませんが、然しながら語感からは充分許されます。勿論以上の外に

4. Die Herde folgt dem Hirten, wohin er sie auch *führen mag*.
5. Die Herde folgt dem Hirten, wohin er sie auch *führen möge*.

と *mögen* を定形として用いる事も許されます。また *er führe sie, wohin er wolle (mag)* とか、*er mag sie führen, wohin er will* とかの形も可能ですが、これは改めて次に述べます。只今は疑問従属文のみに限定して、少しだけ実例を挙げて置きます：

- [1] *Welch ein Geschick auch über dich verhängt sei, / Wir tragen es, wir beide : fasse dich. [Kleist : Penthesilea.]*
汝の一身に仮令如何なる宿命の課せらるるあらんとも、われら二人力を合わせて之れに服すべし、われら二人力を合わせて！乞う、嘆く勿れ！

- [2] *Das Prinzip der staatlichen Autorität. so sagte er, steht in jedem Fall höher als das Leben eines Einzelnen, wer immer es sie. [Schnitzler : Flink und Fliederbusch.]*

国家的權威なる大綱は如何なる場合にあつても個人の生活を超越したる彼方に位するものであつて、その何人たるを論ぜざるものである、と彼は言うのであつた。

- [3] *Jeder Krieg ---- was immer dessen Ausgang sei ---- enthält unweigerlich den Keim eines folgenden Kriegs in sich. [B. v. Suttner : Die Waffen nieder !]*

凡そ戦争というものは----その成行の如何を問わず----必然的に第二次戦役の素因を包蔵するのである。

- [4] *Was es auch sei, / Es ist gewährt, noch eh' du's fordern kannst. [Hebbel : Die Nibelungen.]*

たとえ何事でありましようとも、承るまでもなく承知致しましてござりまする。

- [5] *Ich verspreche, dass ich nicht eher von euch weichen, euch nicht eher verlassen will, als bis ein jeder seinen Verlust doppelt und dreifach ersetzt, bis ihr den Zustand, in dem ihr euch, durch wessen Schuld es wolle, befindet, völlig vergessen und mit einem glücklicheren vertauscht habt. [Goethe : Wilhelm Meisters Lehrjahre.]*

私は約束する、諸君が各々その損失を二倍三倍に恢復し、それが仮令何人の責任たるを問わず、諸君が現在陥入っている所の境遇が完全に過去の思い出とな

り、より幸福なる境遇によって償われるまでは、私は諸君の許を去らないであろう、諸君を見捨てないであろう。

以上で先ず疑問従属文に関する限りの話は終わりましたから、こんどはそれが前半を成す主文章に結びついた形を研究します。こんどが非常に重要です。

- [1] *Es ist nicht klug, es ist nicht wohlgetan, / Vorsätzlich einen Menschen zu verkennen, / Er sei auch, wer er sei. [Goethe : Tasso.]*

それが仮令何人であろうとも、一個の人間を故意に見外れて知らぬ振りをするという事は賢明なる策ではありません、褒めた仕打ちではありません。

- [2] *Wer, sei es, aus welchem Stande es wolle, möchte nicht Euer Eidam werden?*
[*Hoffmann : Meister Martin der Küfner und seine Gesellen.*]
如何なる身分の者であれ、貴下の令嬢を妻とする事を望まぬ者が御座りましようや。

- [3] *Dagegen wird aber auch alle Regel, was rede, was man wolle, das wahre Gefühl von Natur und den wahren Ausdruck derselben zerstören !*
[*Goethe : Die Leiden des jungen Werthers.*]
それに反して、よしんば如何に言いなそうとも、規則や法則などと云うものは、自然の真の感じ、真の表現を破壊するものである。

- [4] *Wilhelm wurde unruhig, und als er seine Bekümmernis laut werden ließ, entdeckte ihm der Harfenspieler : er habe Ursache, zu glauben, dass der Jäger, es sei aus welcher Ursache es wolle, den wahren Namen verschwiegen habe.*
[*Goethe : Wilhelm Meisters Lehrjahre.*]
ヴィルヘルムは心中甚だ穏やかならざるものがあつたので、其の点を口にする
と、ハーフ弾きの爺やも、わたしも実はそう思っているのだが、此の獵師は、
何か仔細があつて本名を偽っているに相違ありません、と云った。

- [5] *Warum treibt sich das Volk so und schreit? Es will sich ernähren, / Kinder zeugen und die nähren, so gut es vermag. / Merke dir, Reisender, das, und tue zu Hause desgleichen ! / Weiter bringt es kein Mensch, stell' er sich, wie er auch will.*
[*Goethe : Epigramm.*]
世俗は何が故に斯くも立ち騒ぎ且つ呶号[どごう]するや? 世俗は要するに口腹
の欲を充たし、子宝を設け、曲がったなりに育て上げん以外に他意はなきなり。
旅人よ、この一事を銘記して故山に帰り、いざ汝も亦同様の事を為せ! 神
ならぬ人ちよう身にしあれば、これより以上の碌な事は、たとえ鯢鉾[しゃち
ほこ]立ちしようとも、出来た話には非ざるなり。

前半の主文章、即ち *Stell' er sich* の部を *mögen* を以て言い換えて *Mag er sich stellen* 又は *Er mag sich stellen* としてもよい事は前項、前々項、その他と同じです。主語が複数の場合には必ず *mögen* を用います。Sie mögen sich stellen, wie sie wollen ; Mögen sie sich stellen, wie sie wollen 等。

最後に、此の形態は、必ずしも疑問文を伴うばかりでなく、so と als とに依る表現もあることを附言して置きます。即ち、たとえば、*Stell' er sich, wie er auch will* という代わりに、副詞を用いれば *Stell' er sich so klug, als er nur will* とやってもよいわけです。併し *wie* と *als* とは結局同じものなのでですからこれは先ず単に注意のみにとどめ、*mögen* の用法の見本をも兼ねて、ただ一つだけ実例を挙げておきます。

Der Selbstmord ist ein Ereignis der menschlichen Natur, welches, *mag* auch darüber schon so viel gesprochen und gehandelt sein, *als* da will, doch einen jeden Menschen zur

Teilnahme fordert, in jener Zeitepoche wieder einmal verhandelt werden muss.

[Goethe : *Dichtung und Wahrheit.*]

自殺と云う事は、たとえ今までどれだけやかましく云われ、且つ論議されたにせよ、誰人と雖も無関心たり得ない、またいずれの時代に於いても改めて問題にされなければならない所の、人心に関する一重要現象である。

[備考] 此の最後に挙げた場合は、もはや次項に扱う形態と殆ど何の相異もありません。境界は全然 *kontinuierlich* なものと思って頂きます。

無関心なる要求・命令：

如上の要求話法は、必ずしも認容の場合のみならず、それ自身が独立して、一つの『無関心な・投げやりの要求・命令』の文として用いられる事があります。『勝手に云々しろ！』『云々したければ勝手に云々するが好い！』です。*mögen*, *sollen* の直接法を用いる事も多いが、第一式接続法を用いる事も相当多いのです。(次項に取り扱う『挑みの認容』とも一寸似ていますが、色彩が大いに違います)。

[1] *Begreif es, wer es will, mir ist's zu fein.* [Körner : *Zriny.*]

わかりたい奴は勝手にわかるが好い、わしには高尚すぎて何の事やらさっぱりわからん。

[2] *Ich richte mich so ein, dass ich meistens alle sechs Wochen eine neue Herrschaft habe. Der Henker behalte alle ihre Namen !* [Lessing : *Minna von Barnhelm.*]

わしゃあ、大抵まあ六週間に一度は主人を変える事にしているからね。主人の名前なんかいちいち覚えていられますかってんだ。

[3] *Glaubt ihr, dass ich in der Welt bin, um Rat zu geben? Das ist das dümmste Handwerk, das einer treiben kann : Rate sich jeder selbst und tue, was er nicht lassen kann. Gerät es gut, so freue er sich seiner Weisheit und seines Glücks. Läuft's übel ab, dann bin ich bei der Hand.* [Goethe : *Die Wahlverwandtschaften.*]

私が人に好い事を教えるために生まれて来ているなどと思われては全く以て迷惑な話だ。人に好い事を教えるなんてのは、およそ間の抜けた商売ですよ。人間はみんな銘々自分で搾[しば]れるだけの知恵を搾って、どうしてもやらずにやすまぬ事をやるまでの事です。巧く行きゃ、己は偉いと思って喜ぶがよし、己は果報者だと思って好い気になってりゃあ好い。芳しく行かなきゃあ、その時がわたしの出る幕ですよ。

[4] *Das Glück erhebe billig der Beglückte ! / Er dicht' ihm hundert Augen für's Verdienst / Und kluge Wahl und strenge Sorgfalt an, / Nenn' es Minerva, nenn' es, wie er wird. Er halte gnädiges Geschenk für Lohn, / Zufälligen Putz für wohlverdienten Schmuck.* [Goethe : *Torquato Tasso.*]

果報者は当然運を讃美するが好い。或いは運は功を論じ賞を行うに百の眼を具えたりと謡い、人選その宜しきを得たるを称し、用意周到、間然する所無きを称え、或いは之れをミネルヴァと呼び或いは其の他何とでも呼ぶがよい。単なる施し物に過ぎざるものを報酬と思い、身に覚えなき錦の衣を以て当然贏[か]ち得たる身の飾りと心得るのは勝手である。

[5] STAUFFACHER : O, warum musstet ihr den Wütrich reizen !

TELL : *Bezwinge sich, wer meinen Schmerz gefühlt !* [Schiller : *Wilhelm Tell.*]

STAUFFACHER : どうしてまた、あの狂奴をこんなに怒らしてしまったのだ !
TELL : ああ云う苛め方をされて、黙っていられるものですか。

[15.] 挑みの認容及び疑問従属文を伴う構造

こんどは、前項の意味形態に比べて見ると単なる強弱の差が問題になるに過ぎないと思われるかも知れませんが(どうせ境界は *kontinuierlich* ですから)、色彩に於いて多少の相異のあるもので、名の示す如く『挑む』という強烈な色彩を持った現象です。---- 先ず前項との差を述べますと、たとえば前項の *Dem sei wie ihm wolle*(さもあらばあれ) ですが、これには別に『力み返って挑む』という程の力はありませんでしたが、こんどには『最も極端なる場合を仮に想像しつつ敢然として之れを認容する』とか、『あらゆる場合を予め仮定しつつ之れに挑む』という現象です。之れを挑みの認容と呼ぶことにしましょう。挑みの認容は仮定的認容の最も強きものです。

もっとも、挑みの認容は、既に取り扱った純粹の命令又は願望と、色彩に於いてはちっとも変わりません。たとえば、娘たちの不人情に世を恨み人を呪い、鶴髪乱れて麻の如き Lear 王が嵐の野を彷徨いつつ

Blow, winds, and crack your cheeks ! rage ! blow !
You cataracts and hurricanoes, spout
Till you have drench'd our steeples, drown'd the cocks !
You sulphurous and thought-executing fires,
Vaunt-couriers of oak-cleaving thunder-bolts,
Singe my white head ! And thou, all-shaking thunder,
Strike flat the thick rotundity o' the world !
Crack nature's moulds, all germens spill at once,
That make ingrateful man !

と呪号し、或いは Schiller の Wilhelm Tell (四幕)で、Tell が捕らわれたと聞いた漁夫が

Raset, ihr Winde ! Flammt herab, ihr Blitze !
Ihr Wolken berstet ! Gießt herunter, Ströme
Des Himmels, und, ersäuft das Land ! Zerstört
Im Keim die ungeborenen Geschlechter !
Ihr wilden Elemente, werdet Herr !
Ihr Bären, kommt, ihr alten Wölfe wieder
Der großen Wüste ! euch gehört das Land.
Wer wird hier leben wollen ohne Freiheit !

と呪うが如きは、命令法的用法として本項に扱う「挑み」と殆ど同じものであるともいえます。けれども、たとえば『後は野となれ山となれ』とか、『雨降らば降れ、風吹かば吹け』とか、『山は裂け海はあせなん世なりとも』とか云うことになる、それはもはや単なる挑みではなくて、『そんな事には構わず云々する』という毅然たる態度と牢固たる決心又は厳然たる事実を裏書きするための一つの文法的辞令にすぎない。これを仮に挑みの認容と呼ぶことにします。

まず、この挑みの認容に第一式接続法を用いる場合から検べて行きますが、同時に *und* の機能や *auch noch so*(たとえ如何に)等の機能に注意して下さい。

- [1] *Man habe auch tausend Mal von einem Gegenstand gehört, das eigentümliche desselben spricht nur zu uns aus dem unmittelbaren Anschauen.*

[Goethe : *Italienische Reise.*]

話の上ではたとえ何度聞かされていようとも、実物の特有性は直接之れを眺めるに及んで初めて感ぜられる。

- [2] Wozu dieser traurige Seitenblick? Vorwärts ! denkt der Sieger : es *falle* neben ihm Feind oder Freund. [Lessing : *Emilia Galotti*.]

右顧左眄[さべん]して何の役する所かあらん、前後左右に敵味方共に斃るるあらんとも、前進の一途あるのみ、と勝利者は考える。

- [3] Die Flamme *brenne* unsere Dörfer, / Die Saat *verstampfe* ihrer Rosse Tritt, / Der neue Lenz bringt neue Saaten mit, / Und schnell entstehen die leichten Hütten wieder ! [Schiller : *Die Jungfrau von Orleans*.]

炎は村を焼かば焼け、躡[にじ]らば躡れ田も畑も、春到りなば萌え出でむ、小屋打ち建てむ束の間に。

- [4] Um der bloßen Neigung willen, *und liege sie* noch so tief in meinem Innern, *und erscheine sie* noch so heilig, kann ich freilich nicht aufgeben, was aus unwidersprechlichen Gründen folgt. [Fichte : *Die Bestimmung des Menschen*.]

単なる好悪の情から発して、---- よしんばそれが如何に深く吾人の内心に根ざしたるにせよ、またそれが一見如何に神聖不可侵と思考されるにもせよ ---- 否まんとして否み得ざる底の根拠よりして帰結さるる所の事柄を拒否し去ることは勿論吾人としては為し能わざる所である。

- [5] Alle die, welche sich ganz in ihre eigenen Welten einspinnen, verkümmern, *und seien* diese Welten noch so weit.

[Keyserling : *Das Reisetagebuch eines Philosophen*.]

何人と雖も、自己一身の世界に蟄居し去って以て他を顧みざる者はよしんば其の世界なるものが如何に広大なるものであるにせよ、涸渴[こかつ]萎縮せざるを得ないであろう。

- [備考] こうした強烈な認容文には *und* を伴うことが多いことがわかります(*und er sei.....*又は*und sei er.....*など)。これは、*und* と第二式接続法、又は *und* と *sollte* とによって表現するのと同じです。(独作文教程ならば 227 頁、新独逸語文法教程ならば 373 頁)

また、前項(無関心なる認容)の場合と同じように、疑問従属文(又はその省略)を伴う場合があります。やはり最後に *wii*, *wolle*, *mag* 等が来ることと、それから、よく *da* を挿入することが此の形態の特徴です(詳しい事は独作文教程 235 頁以下参照)。二三例句を示しますと：

Komme, was da wolle	何事が起こり来らんと
Komme, was da mag	同上
Es komme, was da will	同上
Geschehe, was wolle	同上
Koste, was da wolle	どんな犠牲を払っても
Koste, was da koste	同上
Es werde, was da will	どうなろうとままよ
Draus werde, was immer	同上
Mag stürmen, wie es will	どんなに荒れようと
Da stürme, wie es mag	同上
Reiße, was da will	裂けなば裂けよ

Koste, was koste などという簡単なものは、恐らく仏語の *coûte que coûte* と関係しているでしょう。ではそうした実例を挙げます。

- [1] *Komme, was da will, ich bin mir keiner Schwachheit mehr bewusst !*
 [Schiller : *Die Jungfrau von Orleans.*]
 もはやどんな事が起きても恐れはせぬ。私はもはや心に省みて疚しいところは
 毫もないのだから。
- [2] *Frisch mitten durchgegriffen, das ist besser. / Reiß dann, was mag !*
 [Schiller : *Wallenstein.*]
 思い切って荒療治だ。その方が好い。たとえどうなろうと儘だ。
- [3] *Nun folgte er dem eilenden Freunde mit sicherem Tritt, fest entschlossen, alles
 abzuwarten, es geschehe, was da wolle, sich zu erklären, es entstehe, was da wolle.*
 [Goethe : *Wilhem Meisters Wanderjahre.*]
 今や彼は、たとえ何が起ころうとも、すべてを覚悟して待ち、どんな結果にな
 ろうとも言う可き事を言っただけのけようと決意を固めて、確乎たる足取りを以て、
 急ぎ行く友の後を追うのであった。
- [4] *Du hältst mich für schuldig ; ich bin es auch, aber nicht, wie du denkst. Komm,
 damit ich nur den einzigen Trost habe, von dir ganz gekannt zu sein, es gehe mir
 nachher, wie es wolle.* [Goethe : *Wilhem Meisters Lehrjahre.*]
 おまえは私が悪いのだと思っている。私はなるほど悪いことは悪い、しかしお
 まえの思っている様な意味ではない。行こう、せめておまえだけにでも私の
 気持ちがわかって貰えればそれだけでも私は気が楽だ。あとはどうなろうと儘
 だ。
- [5] *Gott ! wenn ich doch das Mädchen noch behalten, / Und einen Eidam mir damit /
 Erkaufen könnte ! ---- Schwerlich wohl !----Nun fall' / Es aus, wie's will ! ----*
 [Lessing : *Nathan der Weise.*]
 ああ、せめて娘だけなと失わずに済み、婿でも出来て呉れたらどんなに嬉しか
 ろう！ ----併しそうは問屋が卸すまいて！ ----こうなればもう成るように成るま
 での事だ。